

令和3年6月10日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年6月10日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長補佐	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 兼若 幸一 君・12番 渡邊 美喜子 君を指名致します。

日程第2．一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、10番 古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

お早うございます。10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問を致しますので、関連する各課についてご答弁をよろしくお願い致します。

質問の前に6月4日、ホームページでは本町のコロナワクチンの接種のことを記載されておりました。現在、65歳以上の対象者7,608人に対し、1回目接種は4,559人、2回目接種は1,971人であり、接種率は1回目、2回目を合わせると85.8%と記載されておりました。他の市町と比較しますと、群を抜いて非常に高い数字でございます。ワクチン接種に係る本町の医師会の皆様、医療関係者、担当する課の陰ならぬご努力に対し、敬意を表しますとともに深く感謝を申し上げて質問に入らせて頂きます。

それでは、質問に入ります。

1点目、住民ニーズの把握、反映についてを質問致します。

2年前の一般質問にて質問致しましたが、再度質問させていただきます。前の質問で、パブリックコメントとは意見公募の手続、意見提出制度とは公的な機関が規則あるいは命令などのその他のものを制定しようとする時に事前に広く公に意見、情報、改善案などを求める手段を言う。公的な機関が規則などを定める前にその影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映することによって、より良い行政を目指すものであると述べ、問いは、

住民意見の抽出の方法は行政の手段としては正しい手法かも知れませんが、本町でのこの方法手段は周知が行き届かず、まだまだ住民には浸透していない状況であり、意見を抽出し意見を求めることは難しいのではないかと思います、今回も質問致しました。前回の質問で申しましたが、担当課として行政手続第39条に命令等、制度期間は命令等、法律に基づく政令、省令及び規則、審査基準、処分基準並びに行政指導指針を定めようとする場合には、原則としてその案及び関連資料を公示し、意見提出先及び意見提出期間30日以上を定めて広く一般の意見を求めなければならないとなっておりますが、同法の第3条第3項には、この条項に関しまして地方公共団体には適用しないと示されております。同法第46条におきましては、地方公共団体に努力規定もあり、確かに条例、要綱等を定めて実施している地方自治体もあります。答弁として、今後関係各課と協議を致しまして検討させて頂きたいと思いますという回答をされましたが、その後、各課で協議し検討した結果や令和3年5月現在もパブリックコメントを新たに求められている現状も併せてお聞き致しますのでよろしくお願い致します。

それでは、質問に入らせて頂きます。

1点目、パブリックコメントに対し、その後、各課での協議結果はどうであったかお伺い致します。併せて、その後の対応や改善はどうされたかをお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

お早うございます。古川議員のパブリックコメントに関する協議結果やその後の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

パブリックコメントにつきましては、町の重要な計画、方針などの素案を広く公表し、住民の皆様や関係者などからご意見を募るための意見公募手続であり、頂いたご意見などを考慮した上で町的意思決定を行うことができるという公正かつ透明性の確保された町政運営に寄与する最も重要かつ有効な手段の一つであると認識しております。パブリックコメントを有効に活用するために検討を行い、より多くの住民の皆様にはパブリックコメントを身近なものとして感じて頂けるように様々な方法で周知を行うことと致しました。ホームページや広報、所管課窓口での周知に加え、参加方法を分かりやすく示した要領などを個別に作成して郵送やファクシミリなどを利用した意見の提出方法をお知らせすることや子育てメールや学校メールマガジンなどのメール配信システムや本町のフェイスブックなども活用してより多くのご意見を頂けるように改善しております。今後もより多くのご意見を頂けるように周知を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

平成30年に出されたパブリックコメントに対し令和1年に質問し、住民意見の抽出方法は行政の事務として正しい手法かも知れませんが、本町でのこの方法手段は周知が行き届かず、まだまだ住民には浸透していない状況であり、意見を抽出し、意見を求めることは難しいのではないかと質問したのにも拘らず、再度今回で7件ほどパブリックコメントが出されている状況でございます。議会で取り上げ、一般質問してもなかなか取り上げられず、意見として扱われていないように思えますが、いかがでしょうか、お伺い致します。前回の一般質問でも担当課の答弁は、このように申されました。意見につきましては、その部分についてはある場合もございますので、そのところについてはあるものと思っておりましたけれども、なかったというところでございますと、そのような答弁でございました。これは苦肉の答弁であって、担当課の課長も答弁には困ったように思いましたが、議員が改善を求めていることにも拘らず、行政側は改善を行わない現状に対しまして、これに対して再度質問を致します。

町長公室長（山内 剛）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁の中にもありましたように、パブリックコメントは住民の皆様のご意見を募るには大変有効な手段の一つであると認識しております。また、あとの答弁にも出てきますけども、誰でもがいつでもどこでも回答できる、意見を提出することができるという意味でもパブリックコメントは大変貴重な方法、手段だと考えておりますので、パブリックコメントを有効に活用するために周知の方に力を入れて、できるだけ住民の皆様にパブリックコメントを身近に感じられるようにということで努力を今、させて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、要望を出させていただきます。

今回、16例目になりますパブリックコメントは本町が発令して、16件目ですが、その数々、今回の16例目は1件ほど意見が提出されたそうです。それまでの15件については意見が出されてなかったと。そのことについて、もう一度検証する機会があれば、して頂きたいと思います。これはもう要望ですので、意見は結構です、答弁は結構でございます。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

2点目、各世代層において意見を求め、公示することは大事であります。各

層において幅広く意見を抽出する方策はどのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の幅広く意見を抽出する方策はどのように考えているのかについて答弁をさせていただきます。

現在、対話集会や町政報告会、自治会要望や町政モニター、パブリックコメントや町ホームページの問合せコーナー等、様々な方法で住民の皆様から具体的なご意見やご要望をお伺いしております。その中でも各世代層に幅広くご意見をお伺いするためには夜間や休日等、いつでも自宅等、どこからでも誰でもがご意見やご要望を募集するページを見ることができるとご意見を提出することができるため、時間や移動の制限が少ないパブリックコメントは最も有効な手段であると考えております。他の自治体のパブリックコメントへの取組や実施状況の中にはホームページで制度や参加手続の方法について詳しく説明したり、パブリックコメント実施予定の事前周知や情報の集約をしたりするなど、住民の皆様にとって分かりやすく身近なものとして感じて頂けるよう工夫している事例がございました。本町におきましても、今年度ホームページの更新を予定しておりますことから、他の自治体の取組を参考にしながら、住民の皆様がパブリックコメントをより身近に感じ、参加しやすいものになるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問させていただきます。

高齢者にとってはスマートフォンやパソコンは難しいと、コロナワクチン接種の申込みでは難しいと報道されておりました。このように高齢者においては伝達方法を変えて周知する必要があると思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本町では、多度津町のホームページを閲覧して頂けるという答弁が前回ございましたが、ホームページはどれぐらいの閲覧回数なのでしょう。また、高齢者以外の若い世代では情報の収集はスマートフォンの方法が多く、幅広い情報が伝達されているか、確認されていると思われまますので、そこら辺も併せて答弁をお願ひしたいと思ひます。

町長公室長（山内 剛）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

ホームページの閲覧回数につきましては、今は数字の方を持ち合わせておりませんので回答の方は今のところは分かりませんが、ただ閲覧回数につきましては同じ方が何度も見たりとかということがありますので、何人の方が見

られたかという正確な数字にはならないとは思いますが。

それと、パブリックコメントに関しての意見の提出方法につきましては、必ずしも電子メールだけではなく、郵送やファクス、持参の方で提出して頂けるようにということで今回の5月に行いました男女共同参画プランのパブリックコメントにつきましては要領の方でお知らせしましたところ、1件窓口の方に持参ということでご意見を頂きましたので、高齢者の方にも周知をもっと徹底できるようにして、こういう意見の提出方法を利用して頂けるようにと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問ではございませんが、要望がございます。やはり今回16例目で1件ということは、かなりその伝達方法が難しく、1例しかなかったという風に思えます。ですから、ファクス、メールでも構いませんとおっしゃいましたが、やはりその方法をいかに活用できるかということをもう少し検討されて、活用させて頂きたいと思えます。これは要望でございます。

それでは、次の2点目の質問に入らせて頂きます。

2点目、防災道路、循環型の道路整備について質問致します。

令和3年3月28日に多度津町で整備を進めてきました県道多度津丸亀線のバイパスが供用開始され、本町においては一部ではありますが、広域道路網の形が少し見えてきたように思えます。しかしながら、広域道路網として本町の北側海岸線に浜街道、南には県道多度津丸亀線と東西に走る導線が整備されつつありますが、浜街道より南進する道路、堀江丸亀線が整備されておられません。南北に広域道路が繋がれば内環状道路となり、町にとっては循環の機能を果たし、町にとっては必ずや活性化するものと思われまます。

それでは、質問に入らせて頂きます。

1点目、震災、災害時、浜街道の交通機能の低下が予測されますが、どのような判断をされ、対策、検討されているかお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

お早うございます。古川議員の震災、災害時、浜街道の交通機能の低下が予想されるが、対策、検討はされているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

さぬき浜街道については平成26年度に県道として移管されており、現在の道路管理者である県に確認したところ、災害時には県の緊急輸送道路ネットワーク計画では2次輸送確保路線と位置づけられていることから、大規模地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を円滑に行うため、緊急輸送

道路における道路橋の耐震補強を計画的に実施しております。また、香川県緊急輸送道路ネットワーク計画では、大規模地震等の災害時には建物倒壊による瓦礫等の散乱などで交通が遮断された場合、道路機能を確保するために緊急輸送道路につきましては優先的に瓦礫等を撤去する路線としているとのことであります。本町と致しましても、引き続き県と連携を図りながら、さぬき浜街道の整備促進に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に再質問させていただきます。

ただ今の答弁で県に確認された答弁として、さぬき浜街道は緊急輸送道路で、ネットワーク計画で2次輸送確保路線と位置づけられ、大規模地震災害では一刻も時間の猶予のない緊急救命的にも、緊急物資の輸送など、非常に重要な道路であると認識しておりますと県も町も重要視されておられるというのを強く確信致しました。しかしながら、さぬき浜街道は海岸線を並行する道路でありますとともに埋立部分に設置されている構造物でもあります。よって、大規模震災時には液状化や施工された構造物地盤の安定土などに影響されやすい弱点がございます。大変に弱点が多いと思われる道路ではありますが、香川県の埋立地に臨海工業地帯を繋ぐ生命線的な重要道路であることを強く認識致します。私ごとで大変申し訳ありませんが、震災地を約14年前より個人的に視察してまいりました観点により、震度5を上回る被災地では震災後、道路の状況は最悪であり、特に橋梁においては橋を固定するコンクリート製の橋台部と道路舗装地上部の段差が数十センチ以上もあり、段差により通行不能の状態が多く見受けられました。また、橋と道路の可動部では隙間が多く発生し、連結部の異常の発生により通行ができない状況も見受けられました。また、新しく埋め立てた後に造成された道路においては液状化により道路表面は亀裂、陥没により通行不能といった状況であり、迂回をしながら目的地に行くという惨状でありました。しかも、この状況は地震発生から30日を経過した時点の現状でありました。大規模な震災が発生する本町でもこのような状況が起き、道路交通機能が麻痺する現状を想定し、危機管理として本町は県に強く要望し、町民の安全や生命を守る使命とし、震災後の早期復旧を目指す観点から安心する災害緊急道路を至急県に要望するべきと思いますが、いかがでしょうか。危機管理する側として、責任ある答弁をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、浜街道は沿岸沿いを走る、色々言われたとおり橋

梁、液状化等の心配がございます。その部分について県の方から頂いている資料の中では、液状化については過去、近年起きてます大地震において、県外ではございますが、南海トラフ大地震と同程度の地震に対して液状化の被害の報告がされていないということで、さぬき浜街道についてはあまり大きな液状化の影響はないという考えをお持ちだそうです。その中でも、当然ご心配はございます。今後、町と致しましても、この浜街道の整備については県に陳情、要望をしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解頂きたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、意見を述べさせていただきます。

今、南進する災害時の緊急道路については、県が見做している道路としまして多度津町には南進する広域道路はございません。近隣に、大倉工業付近に南進する道路が1本あり、その西には多度津町のところには緊急避難道路というのはございません。よって、非常事態においてそういう事情がありますので、これは県に強く要望して頂きたいと思えます。

続きまして、2点目の質問をさせていただきます。

昭和43年度において多度津都市計画道路として指定され、未だに未整備である原因、要因があればお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の都市計画道路として指定され、未だに未整備である原因、要因についてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画道路である町道277号線、堀江丸亀線の整備につきましては、議員のご質問にありました昨年度末にJR土讃線を横断する跨線橋を含む区間の整備が完了し、供用開始した県道多度津丸亀線と連携する市街地幹線道路でございます。また、広域幹線道路と連携する堀江丸亀線は循環道路として防災面、町の活性化などにおいて本町にとって欠かすことのできないものと考えており、堀江丸亀線の整備につきましては、これまでも一般質問で答弁をさせて頂いておりますが、第6次多度津町総合計画の重点取組事業として、都市計画マスタープランでは中讃区域を結び、通過交通の円滑処理など、市街地の骨格軸としての交通基盤づくりや瀬戸内中讃定住自立圏構想における幹線道路整備まで、町同士の連携強化としての取組事業など、堀江丸亀線は重要な路線の位置づけとなっております。しかしながら、未整備区間においてはJR予讃線と交差することからJR協議など、施工及び事業費の面からも町単独では実施が困難なことから、県道としての整備を県に陳情、要望しているところでございます。今後も早期整備を目指し、引き続き県に要望し

てまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問致します。
町単独事業として困難という答弁は前回、前々回よりの答弁で承知しております。県に対し町の要望の強弱やアプローチの仕方について方法があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。また、近隣の丸亀、善通寺市との連携も大事だと思いますがいかがでしょうか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。
堀江丸亀線の整備につきましては、過去に県に要望を提出した経緯がございます。これは多度津町が県に対して提出でございました。議員ご指摘のとおり、本道路の整備においては、近隣市町との連携が大変重要だと考えております。先ほどの答弁でも説明致しました2市3町で進めております中讃定住自立圏構想の取組として、近隣市町との連携を強化しながら道路整備の促進を図ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問に対しての答弁について、再々質問ではございませんが、少し報告させていただきます。これは今回、丸亀市議会の議員の方が質問されていることですが、近隣自治体との交通アクセスについて、丸亀のコミュニティバスと他の自治体のコミュニティバスとのアクセス改善に向けて、浜街道より南進する金倉南北線の必要があると、このように今回質問すると聞いております。やはり丸亀市に対しましても広域道路の必要があるという議員の方もおられます。それを県に対して強く要望して頂くよう要望致しますのでお願い致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

3点目、内環状道路が整備されることにより循環機能が働き、人、物、経済の流れが活性化するものと思われまますがいかがでしょうか、質問致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の道路が整備されることにより人、物、経済の流れが活性化するものと思われるがについての質問に答弁をさせていただきます。
都市計画道路の整備は、まちづくりにおいて都市施設の中で最も基本的なものであり、かつ日常生活あるいは経済活動に欠かすことのできない都市機能の動脈となることであることから道路整備の促進は必要で、重要な施策だと考えております。本町においては、平成24年度に都市計画道路について今後

のまちづくりを進める上で重要な幹線道路以外の路線を廃止する大幅な見直しを行っており、町道277号線堀江丸亀線は重要な幹線道路として位置づけているところです。現在、町内の都市計画道路においては、さぬき浜街道と県道多度津丸亀線の2路線について県が整備を進めて頂いておりますが、これらの広域幹線道路の整備と併せ堀江丸亀線が南北骨格軸として道路整備が完成することによって広域的な連携が図れ、人、物の流れが大きく変わり、町の活性化に繋がるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問させていただきます。

ただ今の答弁は相対的にお答えになられましたが、もっと具体的にいうと県道の拡幅や開通することにより道路周辺地域は土地利用の利点が上がり、店舗、工場、住宅開発など、開発が行われてまいります。過去の事例から申しますと、そのような傾向になっているのではないのでしょうか、お答え願います。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答えします。

本町には東西南北に走る県道が幾つかございます。議員がおっしゃるとおり、町道より道路幅員の広い県道には店舗などが立地される傾向にあります。中でもさぬき浜街道、多度津丸亀線、答弁でも申し上げましたが、県で道路整備を推進して頂いております。今後、整備が完了しますと、道路沿いには店舗等の開発が進むと考えられております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問を致します。

道路を整備した後に道路周辺部に特例措置として、例えて申しますと、農業振興地などに対して施工に対する緩和措置などの検討などは、対応はどのようにお考えでしょうか、併せて質問致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再々質問の道路が整備された道路周辺部の緩和措置などの検討について答弁をさせていただきます。

道路拡張や改良が進みますと、議員ご指摘のとおり、道路周辺部の開発などが進んでいくと考えられます。都市計画においては、周辺環境を配慮しながら用途指定などの検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、4点目の質問に入らせて頂きます。

今後、新規事業の抑制などを図り、本町の財政健全化に取り組む最中ではありますが、循環機能を果たす主要道路への投資は将来的に財政に有意義な結果を生むと考えますがいかがでしょうか、お答え願います。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の主要道路への投資は将来的に財政に有意義な結果を生むと考えますがについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の町道277号線堀江丸亀線の整備済み区間については、平成9年度に供用が開始されております。当時は県道丸亀詫間豊浜線、現在の町道49号線と県道多度津丸亀線を連携した中讃地区を南北に結ぶ骨格軸の一部として整備がされ、整備後には道沿いに大型商業施設が立地致しました。その後も現在までに各種商業施設や企業または住宅などが建ち並び、豊原地区においては近年人口が増加傾向にあります。これは都市計画における道路整備の効果の一つだと考えており、先ほどの答弁でも申し上げましたが、主要幹線道路の整備は人、物、流れに大きな変化をもたらし、経済への影響を与えるものだと思います。今後も国や県と連携を図りながら、道路整備の促進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問をさせていただきます。

町道277号線での経済効果について、課長が答弁されました事例については、まさしくその傾向になっております。現在、大型商業店舗の周りには他の商業店舗や住宅開発が進み、町に対し税収入や住民増加などのメリットになることは大であります。そこで、町長にお伺い致します。多度津町の歴史は、その時代、時代で何が重要で先端であるか、時代のニーズに対し対応してきたのが先人たちの偉業であり、未来の住民に対する遺産でもあります。遠くには北前船が寄港する大きな港、それに連結する交通ニュートラムとして琴平までの電車や港から讃岐鉄道、水力、火力発電所の建設、近年には海岸の埋立てによって臨海工業地帯を生み出し、先人の方によりプラスの遺産を受け継いでおります。先人たちの発展のための精神を我々は受け継いで町の発展、中讃広域に寄与する気構えを持たなければならないと思っております。したがって、中讃広域に連携する道路網や循環道路の整備は未来に対し効果は必ず出ると考えますがいかがでしょうか、お答え願います。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の再質問にお答えを申し上げます。

今、古川議員がおっしゃったそのとおりであります。今、私どもも先人の教

え、先人の行ってきたこと、そのことを参考にして、その志、また心意気、そういうものを踏まえながら、まちづくりに貢献したいと思っております。その中で道路の整備というのは非常に大事であります。今、議員もおっしゃったように、広域で考えていかなければいけない時代に入ってきております。多度津町単独ではなくて2市3町を含む中讃広域行政、また三豊市を含む圏域のことも考えながら道路網の整備も行っていかなければいけないと考えています。今、県と丸亀市、また三豊市、そういうところとも話をしながら、今の道路整備につきまして有効に利用していきたい。例えば、今、県道多度津丸亀線ができました。それから西に延びていく道路、これがまだありますので、この道路が西に延びていって見立を通過して三豊市まで繋がっていく、浜街道まで繋がっていく、その道路が今必要になってきておりますので、そのことについては県にも強く要望しております。今、私が申し上げましたあの道路は、私が町長に就任させて頂く時に県の方から、この都市計画道路は廃止してくれって言われました。しかし、この道路を廃止したのでは当町の発展は絶対におぼつかない、当町の発展を阻害するようになるということで、この道路もずっと残しております。それが今ザグザグのところから西のところ、このところの整備を早くしなければいけない、これは東西です。

それから、今、丸亀市との広域の中で、今の277号線の話ですけども、277号線は町道でありまして、これはJRを跨がなきゃいけない、また潜らなければいけない。そうすると一番ネックになってくるのが大きな会社、JRです。そのJRが、町道ですから道路を造るのは主体は町かも分かりません。しかし、JRがオーケーしなければ、その道路を造りましょうよって言われなければ、これはできないんです。この歴史というのは古くって、私どもの先輩である土田先生とか、それから宮崎先生、明石先生、そういう方々がいらっしゃった時代からJRの方には働きかけている訳ですけども、未だにできない。そういう中におきまして、隣の町では今ちょっと古川議員さんの方からも出ましたけども、大倉工業の横の通り、あれは産業道路で丸亀市の道路になってます。それを以前、新井市長の時に私も相談を受けたことがあります。その産業道路、丸亀市の道路を県道にして欲しい、そしてその県道が南北に行く、そうすると今のゆめタウンの前の通りです、今、県道多度津丸亀線ができました。その道路にぶつかる、そうすると丸亀市、中讃地区にとっては非常に便利になります。それが多度津町にとってどうなのかということを考えました。その時はその時の市長に対して、もうちょっと待って下さいということはお申し上げました。今はどうなっているかは分かりません。どういう風な進捗状況なのかは分かりませんが、あれができると本当に丸亀の

方に浜街道から県道、また国道、そして高速に抜けるような基幹道路ができますので、そうすると多度津町の道路整備に少し支障を来すのではないかということを考えていました。だけど、丸亀市としては今の丸亀市の道路を県道に昇格したいという気持ちは今でもあると思います。しかし、その後に代わった市長さんからもその後の経過とか、進捗状況は聞いておりません。

ただ、そうなってくると、今、私が申し上げました県道多度津丸亀線が延びて浜街道まで行く、奥白方、見立を通っていくとなると、それも幹線道路になります。そういう多度津町を通らなくても交通機能を果たせるような道路ができるということは、町にとっても悪いことではないと思ってます。今は浜街道にトンネルが開通します。トンネルは開通してはいますが、もうすぐ供用開始になります。そうすると、昔の古い道路と交差するということは、子供たちの通学路とか、それから交通の障害になる可能性がある。今、県道多度津丸亀線でも事故がありました。それを踏まえて、白方の地区でも、この議会でも一般質問として提出されておりますけども、その道路も現地視察に行きました。ということは、町道と交差するような、また町道と組み合わせられるような近代的な道路ができると、それは町民の生活にとって果たして全てがプラスなのかということも考えなきゃならないと思ってます。

多度津町というのは24.39平方キロの狭い町です。その中で基幹道路と昔からの町道、古い狭い町道とが繋がっていくとき、その時の交通状態、また経済的な効果、そういうことも考えなきゃいけないんじゃないか。そういう中で、今、私どもは丸亀市を中心とした定住自立圏域の中で経済活動、また住民の皆様方の生活の向上、そういうことを考えております。先ほど申し上げましたように、三豊市についても同じことです。三豊市とは、今、生活の中でもそうですけども、AIに関して、人工知能ですね、そういうことに関して連携を行っております。そういう今、近隣との連携を図りながら、全てのことは行っておりますので、道路網の整備につきましても同じように行っていこうと思っております。どうかこれからもご理解をよろしくお願いを致します。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望を申し上げます。

やはり多度津町が今から目指していくものは、南北も整備し、内循環道路と、それから善通寺、丸亀また、まんのう町、琴平町を結ぶ外循環道路、この整備を拡充して頂きたいと思います。昔の先人たちが交通ニュートラムを整備して、港、鉄道、電車を整備しまして多度津町が発展したという偉業を我々もその意思を遺産とし、また我々もここからというのが大事かと思われまます。簡単ではございますが、私の質問をこれで終わらせて頂きます。どう

も有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義 議員の質問は終わります。

次に、12番 渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

お早うございます。12番 渡邊 美喜子、一般質問をさせていただきます。

1点目は白方幼稚園の廃園後はどうなるのか、2点目、新型コロナウイルスワクチン接種進捗状況の課題と問題点、3点目、白方トンネルからさぬき浜街道、新県道でございますが、その間の交通安全対策を、これは県道21号線丸亀詫間豊浜線でございます。

以上、質問は3点でありまして、一問一答方式でお願い致します。

1点目、白方幼稚園が令和4年3月の最後の卒園式となります。昭和24年10月に開設され以来、71年が経つ訳でございます。そのことを受けて、近隣の皆様からは廃園後の計画や用途についてなど、お聞きすることが多くなりました。長年にわたり地域のシンボルとして愛され、多くの関係者の皆さんが関わり、子供たちとの触れ合いを通じて地域の良さ、体験活動、伝統継承などを実施してまいりました。このような思いから廃園後を心配される方も多いと思われまます。皆さんからのご要望、ご意見を集約致しますと、1つ、子供から高齢者の皆さんが集える居場所、自由に遊べる広場にして頂きたい、町内外も含めて、1つ、まだまだ使えるので放置するのはもったいない、1つ、生きがいくりの一環としてイベント、朝市、ラジオ体操など、人が交流できる場を希望するなどを聞いております。

そこで、これは議会報でございますが、議会だより、この白方幼稚園の2名が卒業して一応中止ということに、廃園ということになっております。このキャベツも立派でございます。老人クラブ、それから色んな方にご支援を頂いて、こういう大きなキャベツも育てております。ということで、質問に入ります。

町長のお考えや今後の方向性についてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の白方幼稚園の廃園後についてのご質問に答弁をさせていただきます。

その前に、まずこの白方幼稚園、長い歴史を持つ、そして地域の方々に大変親しまれ、そして愛されたこの白方幼稚園がなくなるということに関しましては時代の変遷とはいえ、誠に感慨深いもの、何とか残したいという中での苦肉の策でありましたので、大変申し訳ないという気持ちは今でも強く持っております。その白方幼稚園につきましましては、保護者や地域の方々の理解を

得て、幼稚園の適正規模の観点から令和元年度より新入園児の募集を停止しまして、本年度年長園児2名が卒園すれば、長い歴史に幕を閉じることとなります。長年地域に愛された幼稚園でありますので、跡地につきましては有効に活用したいと思っております。

現在のところ、具体的な案は決定しておりませんが、地元の方々のご意見も伺いながら決定をしてまいろうと考えておりますが、白方地区は老人会を始め、また渡邊議員さんを中心として大変まとまりのいい地域であります。そのために今までも子供たちがすくすくと健康に、そして育ってきたその背景にはそのような地域の方々の熱心なご指導があったものと考えております。そういう方々のお考えを尊重しながら、その地域に合ったような、また皆様方のご希望も、そしてこれからのことも考えながら、この白方幼稚園の今後の利用に関しましては、これからも考えてまいります。また、その時には地域の方々、渡邊議員を始めとする地域の方々のご意見も頂戴したいと思っておりますので、その時には建設的なご意見を頂きたいと願って、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

有難うございます。

本当に地域の地域性というのがよく出ている白方幼稚園だと思いますので、どうか地域の声をしっかり聞いて頂いて、次に繋げて頂ければという風に思っております。

それで、実は四国新聞に5月29日に観音寺市の新田町豊田幼稚園跡を中心に建設していた豊田介護予防拠点施設「笑いのとよた」が完成したということで、このことに関しまして笑顔あふれる交流の場にということを書いております。私たちが求めている、地域の皆さんが求めていることに、これは一致しているのかなという風に思いました。一般質問提出後にこういう新聞を見たものですから、少し割愛して読み上げさせていただきます。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするための拠点施設で、同様の施設が整備されるのは市内で初めて。住民の各種活動や交流の場として活用する施設は地域住民が集う場所として笑顔あふれるようにとの願いを込め、笑いの家と名づけたということになっております。この観音寺市の新田町の豊田幼稚園に電話をかけさせて頂きましてお聞きしましたところ、防災っていう部分で、地震とか、そういう部分でも本当に使えないということ、一応これを潰しまして建設に新しく延べ床面積約140平方メートル、そういう部分を建設し、事業費は4,000万円ということになっておりますが、白方の場合は無理に潰さなくとも、皆さんの希望があれば十分使える場所ありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2点目ではありますが、新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗状況の課題と問題点についてでございます。

その前に、このたびワクチン接種ではスタッフの皆さん、また医療従事者の皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。そして、多度津町ワクチンの接種は8市9町の中でトップであり、断トツであります。他の自治体の議員さんからも私の方に、どうしてそんなに早くできるのかということで問合せがあったほどでございます。希望する人々が全ての人が安心・安全に受けられるよう、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入りますが、本町の65歳以上の接種については対象者が7,608人、16歳から64歳は1万2,793人とありました。

質問です。1点目、医療従事者ワクチン接種については、どのようになっておりますか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

お早うございます。渡邊議員の医療従事者ワクチン接種についてはのご質問に答弁をさせていただきます。

医療従事者への優先接種につきましては、仲多度・善通寺医師会全体で協力して実施し、町内の医師会関係者487人は四国こどもとおとなの医療センターで、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護ステーションの職員及び本町の救急隊員等137人は加藤病院で接種を行い、5月22日に終了しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。

そこで、医療従事者ということは私なりに調べさせていただきましたが、医師、正看護師、准看護師の皆さんということで優先接種という部分かと思われます。そこで質問ですが、再質問でございます。

その他の優先接種を受けられる職種の方もおいでると思いますが、それについてはどういう方がおいでるのでしょうか、答弁をお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

国の最初に定めておりました優先接種医療従事者の中には歯科医師会、薬剤師会、それと町の救急隊員、消防団員の方も含まれております。それと医療に直接従事する訪問看護ステーションの方も含まれております。これは最初に接種計画を立てました国の方による優先接種の方々でございますが、その後ワクチンの流通等が整ってまいりまして、それぞれの市町で優先として接種する方も増えておりますので、本町におきましてもこれ以外に教職員であ

ったり、保育士であったりという方を今後含めていきたいと思っておりますが、最初の医療従事者の優先接種というのは医師会の医療従事者、歯科医師会、薬剤師会、公的機関として救急隊員、訪問看護ステーションということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

国が定めているっていう部分もあるんですけども、少しその職種につきまして調べさせて頂きましたが、高齢者施設の従事者の方、また介護施設の従事者の方、保育士、幼稚園、小・中学校の教職員、また社協職員、ヘルパーさん、児童館、放課後児童クラブの職員の方、障害者施設の職員、従事者の方、それから先ほどありました消防、そして民生委員、それから自治体職員という風に書かれておりました。これはもう優先ということも含めまして一日も早く安全・安心のためにもワクチンが余剰という形になれば、早急に接種して頂きたいなと思えますし、今、私が何点か優先職種の方を話しましたが、その中でもう既にできてる、接種を行ってる、1回でも構いません、接種を行ってる方がおいででしたら、再質問でございます、ご答弁お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

各自治体によって優先接種と言いますか、優先する方を柔軟にできるようになっております。本町におきましても65歳以上の方への接種が順調に進んでおりまして、余剰のワクチン、予約が埋まらなかった分というのが先週、6月第1週にありましたので、そちらの方を介護の訪問系のサービスをされているヘルパーさん、当然社協の職員もそうですし、あと保育所の保育士さん、それと放課後児童クラブの職員等の方、今、議員さんがおっしゃった方々に対しまして多度津町に住民票がある方に限られてはおりますけれども、いかがですかということをお声かけさせて頂きまして、140人ぐらいの方が、約140人だったと思います、今、数字を持ち合わせておりません、の方が先に優先接種としてさせて頂きたいとお声を頂きましたので、空きがあったところに既に接種をして頂いております。その後、キャンセルが出た場合には、またその方で希望されていても受けられていなかった方とか、あと今から順次教職員、町の職員等、そのキャンセルが無駄にならないように優先とさせて頂くように今、取り計らっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。できるだけ1人も残すことなく頑張ってください、これ以

上どう頑張るんやとおっしゃるかも分かりませんが、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。それから、基礎疾患を持っている方も含めてお願ひしたいという風に思ひます。

それでは、次の質問に移ります。

予約システムアクセスの改善策について答弁をお願ひ致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の予約システムのアクセス改善策はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、4月12日より65歳以上の高齢者へのワクチン接種を開始致しました。予約につきましてはコールセンターでの電話予約のみとし、4月5日から5回線、8名体制で予約受付を開始致しました。当初は入荷予定のワクチンが105名分と少数であった上、予想を上回る予約希望者がおられたことから約2時間で定員が埋まりました。また、アクセスが集中したことから町民の皆様からは電話が繋がらないという多くの苦情が寄せられ、急遽回線を8回線に増設し、人員も13名に増員し、翌週からの集団接種の予約に備えました。しかしながら、その後も電話が繋がりにくい状況は続き、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しました。一部の方からは、インターネットによる予約システムの導入を要望されましたが、高齢者の中にはパソコンやスマートフォンでの操作が難しい方も多くいらっしゃるため、5月10日からの個別接種の受付開始を機に電話予約をそのままとしつつ、予約の流れを変更し、何度も電話をかけるという手間を解消させていただきました。今後始まります64歳以下の方への接種の予約につきましては、インターネット予約と電話予約を併用して町民の皆様の利便性と負担軽減を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。

増設したということでございます。それは大変良かったのかなという風に思っております。

次の質問です。

3点目、接種後の健康状態について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の接種後の健康状態についてのご質問に答弁をさせていただきます。

接種後に起こりやすい症状として発熱、頭痛、倦怠感などがあり、1回目の接種よりも2回目の接種の方が高い頻度で症状が起こりやすいと報告されております。また、稀にアナフィラキシーショックを発生する可能性もあり、本町におきましては集団接種会場である町保健センターに救急薬品を配置

し、接種医による応急処置ができる体制を整備しております。副反応を疑う症例に関しては、医薬品医療機器総合機構へ予防接種後、副反応疑い報告を提出することとなっており、現在3例報告しておりますが、いずれも重大な副反応を疑うものはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

現在3例報告ということになっておりますが、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

先ほど申しました副反応の症例、倦怠感であるとか発熱という症状が1週間近く続いた、他の方よりも長く続いたというような症例でございます。その後は回復されておりますので、重篤な副反応ということにはなっておりませんが、他の方より少し重く副反応が出たという3例でございます。

以上、答弁と致します。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。

次の質問に移ります。

4点目でございますが、今後ワクチンの供給状況の見通しが確保できるとすれば、高齢者接種の完了、2回目はいつ頃になりますでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の今後ワクチンの供給状況の見通しが確保できるとすれば、高齢者接種の完了はいつ頃かのご質問に答弁をさせていただきます。

現在接種を希望されているほとんどの高齢者につきまして、6月末までに2回目を完了する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問でございますが、接種率についての件でございます。多度津町のホームページですが、接種率という部分で1回目、2回目接種ということで何名、そして接種率が何%ということに書かれております。それは分かるんですが、その下に見出しがありまして、2回接種された方っていう部分かなと思うんですけども、トータルしまして80何%接種してるということで、これは町民の方から電話を頂きまして、考え方というのか、誤解される部分があるのではないかということをおっしゃいました。第1回目の接種何%、何人、そして第2回目は何人、それだけでいいんじゃないかなという風に私もこの間見ましてそういう風に思いました。

それから、それも関係あると思うんですけども、5月27日の接種人数、そして6月4日の人数と、普通だったら6月4日の方が人数が多いという風な解釈なんですけども、少なかったという部分で、やっぱりそれは1回目、2回目っていう部分をトータルしてるとか、そういう部分もあろうかと思imasuので、間違いはないんですけども、やはりホームページをわざわざ開いて、多度津町に関心があるから、町の行政にも関心があるから見て頂いている部分は大いにあると思imasuので、できるだけそういうことも検討して頂いて、今後載せて頂ければという風に思っております。要望でございますのでお願い致します。

それでは、5点目でございます。個別接種への対応策はどうなりますか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の個別接種への対応策はのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、供給されるワクチン量も安定し、町内の協力医療機関での接種体制が整ったことから、5月17日より個別接種を本格的にスタートし、同月30日をもって高齢者への集団接種は終了と致しました。医師会のご尽力もあり、それぞれの医療機関の接種可能人数も大幅に増え、1週間当たり最大約1,700人の接種が可能となっております。また、予約の流れを変更したことにより、特定の医療機関のご希望がない方を空きがある医療機関にご案内するなど、できる限り多くの方が迅速に接種できるよう努めております。今後、64歳以下の方への接種拡大に伴い、診療時間外や休日の接種等、実情に応じた接種体制を構築できるよう、引き続き医師会と連携してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

本当に集団接種、また個別接種もそうでございますが、13ヶ所ですか、医療機関ということで、これは大きなご尽力を頂いてるなということで敬意を表しますし、今後ともこの文書の中には診療時間外とか休日という部分もありますので、本当に頭が下がる思いでございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思imasu。

それで、6点目の質問でございます。コロナワクチン接種の現時点でのスケジュールはどうなってますでしょうか、ご答弁お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のコロナワクチン接種の現時点でのスケジュールはのご質問に答弁をさせていただきます。

高齢者への優先接種が6月末でおおむね完了する見通しとなったことから、次に優先順位の高い満16歳から64歳の基礎疾患のある方及び60歳から64歳の

基礎疾患のない方への接種を7月5日より開始する予定としております。予約方法につきましては、基礎疾患のある方は6月21日、月曜日から、60歳から64歳の基礎疾患のない方は6月28日、月曜日からインターネット予約と電話予約を併用して受付を開始致します。8月上旬にはこれらの方々の接種を完了し、8月中旬からは満16歳から59歳までの基礎疾患のない方々の接種に着手することを目標に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問でございます。

在宅で生活をしておられる動くことが困難な場合は、どのように考えておられますでしょうか、ご答弁をお願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

在宅の方につきましては、協力してくれている13医療機関のうち2つの医療機関が往診をされておられます。そのため、普段その2つの医療機関にかかれていらっしゃる方はその先生を通じて予約を頂いております。それ以外で、その医療機関でかかりつけではないんだけど在宅でっていう方がおいででしたら、コールセンターの方にお電話を頂きまして、ご相談して頂いた上でその医療機関をご紹介して、在宅の方で接種ができるように整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

往診接種という名前をつけていかどうか分かりません。素晴らしいことですね。他の自治体では私もどうしてるのかって調べさせて頂きましたが、なかなかこういう在宅で、行って接種するということ、本当に話が出てなかったように思います。神戸市におきましてはケアマネジャーが把握して、そして医療機関の方に同行するという話も進んでいるということは聞いたことがございますが、在宅の方で来て頂けるというのは本当に素晴らしいことだと思っております。

それで、7点目の最後の質問でございますが、変異ウイルスの広がりや接種年齢拡大に向け、子供の接種を協議することについての情報はどうなってますでしょうか、ご答弁をお願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の変異ウイルスの広がりや接種年齢拡大に向け、子供の接種を協議することについての情報はのご質問に答弁をさせていただきます。

現時点での国からの接種年齢の変更についての通知等は来ておりません。通

知があり次第、医師会と協議し、スムーズな接種が行えるよう体制整備を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。

それで、先日これも新聞なんですけども、イタリアにおきまして新型コロナウイルスの接種を受けて、1回でも受けた方が感染リスクが80%減少したという風に載っておりますし、入院リスクが90%減少、死亡リスクは95%減少ということで、私はこの新聞を見まして、減少するって、本当に受けなければならないなっていうのを自分自身で感じましたし、できるだけ取り残すことなく把握して頂きまして、接種して頂ければなという風に思っております。その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問にさせていただきます。

3点目の質問は、白方トンネルからさぬき浜街道、これは新しい県道でございます、間の交通安全対策の強化についてであります。先ほど県道21号線丸亀詫間豊浜線ということで、分かりやすく白方トンネルという風に、地域の皆さんがおっしゃってますのでそのように書かせて頂きました。昨年12月定例会におきまして、多度津丸亀線205号の交通整備について一般質問をさせて頂きました。この件に関しましては議員3名の方が質問されたと記憶に残っております。指摘した場所での死亡事故が発生しています。地域の自治会や町民の皆さんから危険であることを町、県に要望書を提出しておられました。開通してから数日で交通事故が起き、本当に残念で虚しい気持ちであります。二度と繰り返してはなりません。そこで、今回も一般質問で交通安全対策の強化を取り上げさせて頂きました。

白方トンネルからさぬき浜街道間は令和3年度間に供用開始予定と聞いております。町道と県道の交差点で、多度津丸亀線205号と状況がよく似ております。地域の方々から大変に心配しておられ、私の方にも連絡が入っております。危険箇所は、私が把握してる、連絡を受けた中では3ヶ所ありますが、もっと増えるのではないかと思います。県道の開通に伴い交通量が増え、子供たちの通学路、それと保育所送迎など、事故が起きると、これは白方保育所が近くにありますが、朝、それからお迎えの時間帯が本当にラッシュになる可能性、スピードを出して事故が起きる、重大事故に繋がるのではないかと大変危惧しております。町を挙げて県に問題提起して頂きたいと強く思ひますし、もう既に県の方にはお話をされたということも聞いております。今後の町の考えや方針、また交通対策強化について伺ひます。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の白方トンネルからさぬき浜街道、これは新県道であります、この間の交通安全対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありましたように、先般、3月28日に供用開始致しました県道と町道の交差点におきまして大変痛ましい交通死亡事故が発生致しました。謹んで故人に対し、哀悼の意を表しますとともに、ご遺族に対しましては心からお悔やみ申し上げるところであります。事故発生後、各管理者で点検を行い、注意喚起等の対策を講じてきたところであります。今後も引き続き再発防止に向け、町、県、警察で協議をしながら、交通事故防止対策に努めてまいります。現在、県で整備頂いておりますさぬき浜街道、県道21号線丸亀詫間豊浜線の交通安全対策につきましては、議員ご指摘のとおり、県道と町道の交差点が数ヶ所ございます。また、さぬき浜街道は交通量の多い主要幹線道路であり、供用開始後はさらに交通量の増加が予測されることから、今後も町と致しましては地域住民のご意見、ご要望を踏まえつつ、県や警察と連携を図りながら町民の皆様により安全・安心に道路を利用して頂けるよう交通安全対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

先日もこの現場の視察に行っていました。そして、地域の方々とも話をさせて頂いて、近所の人、そういう方々がどういう風に要望しているのか、また地域の方々がどのような要望なのかということもつぶさに見識を知り、そしてこれからその対策を真摯に行っていかなければいけないと考えております。また、その節には色々のご意見、そしてご要望もお伺いできればと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。

実は3ヶ所でございますが、本当に大丈夫なのかな、信号がつけばリスクは減るのかなと思ったりも、色々しました。そして、白方地区の交通安全守る会、お世話させて頂いておりますし、指導員の方、河合さん、西山僚一さんと2名の方がおられます。本当に熱心で、渡邊さん、これあそこのとこきちんとしなかったら、子供が直接学校まで歩いてくるんで。そしたらどこを通すんやということで写真を撮って頂きまして3ヶ所、駅の方へ向いて学校の方へ行く方がいいのが、それとも海岸寺のところから白方の郵便局の細い道を通って、くるっと回るのがいいのか、今までどおりそういう部分がいいのかということで、3点ぐらい上げまして、学校の方にはその旨をお話しさせて頂いておりますが、校長先生もそのところを通って頂いて、いやあ、なかなかここがいいぞというところがないんですね。

1ヶ所は少し海岸寺の方の駅の方へ行けば、ちょっと距離が遠くなる、東白

方、西港町から来る子供もいるから、これ以上遠くなるのはちょっと危険かなという分、それで2点目は郵便局の筋を入れれば、確かに車の量は少ないんです。でも、一方通行的で車同士が擦れ違えることができない細い道ですので、そこもひょっとして車が来たら子供はどうよけたらいいのかとか、そして橋の近くまで行きましたら、くるっと回れば一番いいかな、でもそこには秋山電気の前に川、堀があります。あそこにガードレールがついてないし、あのガードレールをつけたら、なお一層危険という部分で、本当に色々と四苦八苦考えながら、今どうしたらいいかなっていう状況であります。地域の皆さんと相談して頂いて、本当によく知ってるのは地域の皆さんが一番把握できるという部分に思ってますので、どうかその点をよろしくお願ひし、データは全部学校の方に提出して、今、お話しもして頂けるのかなという風に思うんですけども、なかなかどれが一番いいかっていうのは信号機をつけて頂くのが一番いいのかなという風に感じております。その点、どうかよろしくお願ひして、これを持ちまして私の一般質問は終わらせて頂きます。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

再開を10時55分と致します。よろしくお願ひ致します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開致します。

次に、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

5番 中野 一郎でございます。よろしくお願ひします。

次の3点について質問致します。

1番目が包括連携協定の成果及び今後の進め方について、2番目が災害時の避難行動要支援者対策について、3番目が地産地消運動の推進について、以上3点でございます。

まず最初にお断りをしておきます。今年は梅雨入りが20日も早く、そのために麦刈りが非常に困難を極めました。また、田植のための苗代づくりから始まり、田植の準備と非常に忙しく、そのため休む間がなく、今、舌の裏に口内炎ができてしまっています。それで、今日少々聞きづらいところがあるかと思いますが、勘弁願ひします。

それでは、始めさせていただきます。

まず、1番目の包括連携協定の成果及び今後の進め方についてです。

包括連携協定とは、様々な分野にわたりパブリックマインド、地域みんなのために役に立つことをやろうとする気持ちのある企業、大学等との緊密な相互連携と協働によって町民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的として締結する協定です。多度津町でも企業、大学等と町がそれぞれの資源や特色を活かしながら連携していくことを目的に、多岐にわたる分野において協定の締結を進めています。個別協定とは違い、包括連携協定は文字どおり企業、大学等との包括的な取組を進めるもので、地域課題の解決やより良い町民サービスの提供に向けて多岐にわたる分野で連携していくものです。協定を締結する企業、大学等の得意とする分野や連携内容により、次の11項目にわたり内容が異なります。

まず、1番として健康増進に関すること、2番目が子育て支援、子供、青少年育成に関すること、3番目が高齢者支援、障害者支援に関すること、4番目が地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること、5番目が環境保全に関すること、6番目が町のセールス、観光振興に関すること、7番目がスポーツ、文化、芸術の振興に関すること、8番目が産業・経済の振興、地域雇用の創出に関すること、9番目が農業の振興、地産地消の促進に関すること、10番目がまちづくりに関すること、11番目がその他町民サービスの向上と地域の活性化に関すること。そして、協定締結後はそれぞれの部署で包括連携企業、大学等と対話を重ねながら、町から企業、大学等に協力して頂きたい事項と企業、大学等からの提案を摺り合わせ、より良い町民サービスの提供を目指していくこととなります。令和3年3月末現在、町が締結している包括連携協定は12、企業、大学等です。協定覚書は121あるとお聞きしております。

そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1番目、包括連携協定を結んでいる企業、大学等との連携状況はいかがでしょうか。

先般、令和3年3月25日にイノシシ捕獲用低コスト簡易型箱ワナの引渡し式が行われました。この実施通知文書に「平成25年8月8日に本町と県立多度津高等学校が締結した包括連携・協力に関する協定書に基づき、近年町内で増加しているイノシシによる農産物の食害の防止及び農地や水路等の掘り起こしによる住環境への被害の防止並びに農業振興等の推進を図ることを目的として、同校に令和2年1月にイノシシ捕獲用箱ワナの制作の要望を行いました」と記載されておりました。また、丸尾町長は引渡し式の挨拶で、包括連携協定による連携をこれからも強化したいという風に言われました。このよ

うな多度津高校のように積極的に協定を活用している事例もあると思いますが、協定締結から今までの成果、反省等の総括をして頂きますようお願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の包括連携協定を結んでいる企業、大学などとの連携状況及び総括についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、包括連携協定に基づく各協定先との連携状況につきましては、町内で開催される瀬戸内国際芸術祭などのイベントなどへのスタッフ動員、イベント会場の提供、創業希望者を対象としたセミナーの開催、また本町出身の学生を対象にしたコロナ対策の多度津町緊急学生支援給付金事業などの各種事業に係る広報協力が恒常的に行われているとともに、新たな取組の提案及び要望があれば、相互協議の上でその都度連携を取っている状況でございます。

最近の連携事業の事例と致しましては、議員のご質問にもございました多度津高校との連携により、多度津町産のオリーブやカキを使った新たなレシピづくりやイノシシ捕獲用の箱ワナの作成などが行われており、新聞報道などでも取り上げられております。また、直近では新聞報道などにより議員もご存じのことと思いますが、先月28日に第一生命保険株式会社から包括連携事業の一つとして金銭的な理由で生理用品を買えないご家庭の子供たちへの支援を目的に本町の小学校並びに中学校に対し、生理用品が寄贈されたところでございます。今後の新たな取組と致しましては、株式会社百十四銀行並びに第一生命保険株式会社との連携による結婚新生活支援事業の対象となる世帯に対するライフプランセミナーの開催を予定しております。

次に、総括でございますが、議員ご質問のとおり、包括連携協定は将来を見据えて協定を結んだ両者が多様な分野で連携及び協力をしていくことを目指したものでございます。先に協定活用実績の把握を目的に実施致しました調査の結果では、連携協定に基づく取組がうまく生まれている事例がある一方で、協定締結後の連携実績がないもの、また連携内容が限定的でそのほかの分野での連携まで広げられていないものなど、包括連携協定を十分に活用できているとは言えない事例がございました。このような調査結果を踏まえ、様々な地域課題の解決に向けて、協定締結後も継続してコミュニケーションを取り、お互いの意識をすり合わせる事が重要であると再認識致したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

2つ目の質問に入ります。

例えば、包括連携協定の情報共有会として多度津町活性化のための包括連携プロジェクト会議（仮称）を開催し、関係機関の代表者が一堂に会して情報共有会を行えば、関係者に取組の内容、狙い、進捗状況についての共通認識が生まれ、より良い相乗効果を生み出すことができると考えますが、実施について検討して頂けるかお伺い致します。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の包括連携協定先との情報共有についてのご質問に答弁をさせていただきます。

協定先との連携がなかなか進んでいないのは、先ほどの答弁で申し上げましたコミュニケーションの取り方が一つの要因ではないかと考えております。協定締結後、協定先とどのようにコミュニケーションを取っていくのかが適切なのか、他の自治体での取組も参考にさせて頂きながら今後の検討を進めてまいりたいと考えております。また、議員からご提案頂きました情報共有会のような仕組みも連携先とのコミュニケーションの取り方の一つとして今後検討させて頂ければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3つ目の質問ですけれども、今後の協定締結の予定、今後の協定の進め方等についてお伺い致します。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の今後の協定締結予定と協定の進め方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、包括連携協定締結に向けた協議を行っております団体は2団体でございます。協議を行っている段階ですので具体的な団体名を申し上げることは控えさせていただきますが、各課が官民連携で取り組みたい内容と先方の要望及びできること等をマッチングし、相互にとってメリットのある連携協定の締結を目指してまいります。

協定の進め方につきましては、官民連携での産業振興及び地域活性化などによる将来にわたって持続可能なまちづくりの実現及び町民サービスの向上を目指して今後も民間企業等との連携強化を図ってまいります。これまでの連携実績や議員から先ほどご提案頂きました内容等を踏まえつつ、連携協定締結後の連携促進手法などの検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。この包括連携協定については、また1年後以降ぐらい

にまた質問をさせて頂き、進捗状況等について確認させて頂ければと思います。今答弁頂いたことを実施して頂いて、より実効性のある包括連携協定にして頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。

次に、2番目の質問に入らせて頂きます。

災害時の避難行動要支援者対策についてです。

災害時要援護者対策については、これまで国としては災害時要援護者の避難支援ガイドライン、これは平成18年3月、を示して、市町村ごとにその取組を周知してきました。しかし、平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、例えば消防職員、消防団員の死亡、行方不明は281名、民生委員の死者、行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように次のことが定められました。

これは4点ほどあります。まず、1番目が避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に必要な個人情報を利用できること、2番目が避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること、3番目は現に災害が発生または発生の恐れが生じた場合には、本人同意の有無に拘らず、名簿情報を避難支援等関係者、その他の者に提供できること、4番目が名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずることの4点です。

新しい取組の指針は、法改正を受けてガイドラインを全面的に改定したものです。この中で要配慮者、避難行動要支援者とはどういう人かという点、これまで使われていた災害時要援護者という代わりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人を要配慮者といい、そのうち災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者が避難行動要支援者となりました。

改正された災害対策基本法により、地域防災計画において定める必須事項は7点ほどあります。まず、1番目が避難支援等関係者になる者、2番目が避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、3番目が名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、4番目が名簿の更新に関する事項、5番目が名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が

講ずべき措置、6番目が要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮、7番目が避難支援等関係者の安全確保の7点です。

また、地域防災計画の策定に当たっては留意事項として2点ほどあります。まず、1番目が地域の防災意識、防災力を高めるとともに地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者、障害者等の多様な主体の参画を促すこと、2つ目が避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために避難支援関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定すること。その際、必ずしも改正災対法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から地域の実情により避難支援者を決めること、また避難支援等関係者となり得る者をより多く確保するのに当たっては年齢要件等に捉われず、地域住民の協力を幅広く得ることの2点です。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1番目が、多度津町の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく対応の進捗状況、今後の方針等についてお伺いします。

なお、先般の令和3年3月議会で尾崎議員が避難行動要支援者の名簿作成等、人数等の質問をされていますが、私の質問はこの時と同じ答弁を求めている訳ではありませんのでよろしくお願ひします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく対応の進捗状況、今後の方針等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針については、議員のご指摘のとおり、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村に対し自ら避難することが困難であり、避難支援を必要とする避難行動要支援者の名簿の作成が義務化されたものです。その後、近年の豪雨災害等の被害状況を受け、再度災害対策基本法の改正がされ、避難行動要支援者の名簿に加え、個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、本指針につきましても個別避難計画の体系化や様式及び先行事例を参考として同月に改定されているところでございます。

本町においても、平成25年の法改正より、多度津町地域防災計画に定める要件に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、自身で避難行動

が可能な方も含まれており、真に支援を必要とする方の把握が困難な状況でありました。その後、令和2年12月に令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終取りまとめが公表され、災害時の避難支援等の実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効であることが示されたため、令和3年3月に多度津町防災会議を開催し、地域防災計画を見直した後、関係課と体制を協議しているところでございます。

今後の方針としましては、情報提供同意書や個別避難計画書の作成、地域住民の協力を得るための当事業の周知啓発や避難支援等関係者、個別避難計画作成関係者への説明の実施が上げられますが、関係者への説明につきましては既に民生、児童委員定例会や自治連合会役員会等で説明させて頂いており、今後につきましても居宅介護支援事業者等の日常的に支援に関わる方への説明を実施していくとともに、関係課と連携をし、必要な施策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、2つ目の質問ですけれども、これに基づいた新しい多度津町地域防災計画の完成はいつを目途にしているかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の新しい多度津町地域防災計画の完成はいつを目途にしているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃる新しい地域防災計画とは、本年5月の災害対策基本法等の改正内容を反映したものと思いますが、本町の地域防災計画については昭和61年の作成以来、国が作成する防災基本計画及び香川県地域防災計画と整合性を図りながら、関係法令や各種ガイドライン等に沿って適宜修正を重ねてきたところでございます。今回の災害対策基本法の改正内容を反映した地域防災計画の修正につきましては、防災基本計画及び香川県地域防災計画との整合性を図った上で多度津町防災会議に諮る必要があるため、法改正に伴い、改定された避難情報に関するガイドライン及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を参考に、県をはじめ、関係機関と調整し、令和3年度末を目途に修正を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。これからその避難行動要支援者の同意っていうのが要るんですけども、その同意についてはこういう人もいると思います。本人は自分が元気で支援の必要がないっていう人もいらっしゃると思うんです。

そういう対応について今後慎重に対応の方を行って頂ければと思います。

次に、3つ目の質問で地産地消運動の推進について。

地産地消運動、地で生産されたものは、その産地で消費する。地産地消によって取り組むことは消費者、生産者、生産と消費を繋ぐ者については、今から申し上げるような利点があると思います。

まず、1つ目の消費者にとっては身近な場所から新鮮でより安価な農産物を得ることができます。消費者自らが生産状況を確認でき、安心感を得られます。食と農について親近感を得るとともに、生産と消費の関わりや伝統的食文化について理解を深める絶好の機会となり、環境に優しい生活に繋がります。

2つ目、生産者にとっては消費者の顔が見える関係により、地域の消費者のニーズを的確に捉えた効率的な生産を行うことができます。流通経費の節減により生産者の手取りの増加が図られて、収益性の向上が期待できます。生産者が直接販売することによって少量な産品、加工調理品、これは6次産業品と言いますが、さらに場合によっては不揃い品や規格外品も販売可能となります。対面販売により消費者の反応や評価が直接届き、生産者が品質改善や顧客サービスに前向きになります。

3つ目として、生産と消費を繋ぐ者にとっては、市町村や栄養士には学校給食で地場農畜産物を利用することで生徒等の食育推進に繋がります。スーパーマーケットには、地場農産物コーナーの設置で新鮮で安心な農産物を求める消費者を確保できます。料理店には、地元食材を活用した特徴あるメニューを提供することで地元客や観光客を集めることができます。食品製造業者には、地元食材を利用することで流通経費や環境負荷の軽減に繋がります。

多度津町は豊かな海、瀬戸内海に面して肥沃な農地にも恵まれています。漁港に水揚げされた鮮魚は市場に送られます。農産物も同様に、大部分はJA集荷場から卸売市場に直送されます。そして、多度津町のスーパーには鮮度が落ちた代わりに往復の運賃が加算された県外の商品が並べられています。そのため、生鮮食料品は生産地よりも大消費地の方が豊富で安いという風に言われています。このような方法ではなく、品種に制約はあるかも知れませんが、地元産の野菜は地元住民に消費してもらおう地産地消の仕組みを構築していくべきではないでしょうか。JAの産直でも朝どれ野菜を販売しています。スーパーの野菜よりずっと甘くておいしいです。見た目はキュウリが曲がっていたり、少し見栄えが悪いものもあります。これは気になりません。

大阪の吹田市では、地元名産の吹田くわいを市の地域経済振興室が予約販売しています。多度津町でも同じような事業を検討して欲しいとは言いませんけども、各生産者が直売所等に提供可能な野菜や魚の品目、数量を連絡し

て、同直売所がリスト化し、消費者にその情報を提供して注文を受け付けるような枠組みの事業が可能になれば、消費者も鮮度が良く、かつ安いものを口にすることができるのではないのでしょうか。このような仕組みを漁協とも提携するならば、地産地消の実が上がり、消費者も鮮度の良いものを口にすることができるのではないのでしょうか。

令和3年3月25日にイノシシ捕獲用低コスト簡易型箱ワナの引渡し式において、多度津高校の生徒の挨拶で、捕獲されたイノシシ肉を加工して6次産業化に繋がりたい、人と動物の共生社会の実現を目指したいというような前向きな言葉がありました。こうした地産地消、6次産業について積極的に取り組むべきであると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

なお、6次産業化については平成30年6月に金井議員の一般質問の回答で、6次産業化はその商品、サービスを収益化し、持続的に事業を運営するためには様々な専門知識が必要になるなど、幾つかのハードルがあるため、農産物を加工した商品開発に止まり、6次産業化に進展するのが難しい現状であるという答弁がありました。6次産業化については、それ以降の進展があればお答え頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の地産地消、6次産業化について積極的に取り組むべきであるについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、地産地消の意味と目的について整理をさせていただきます。地産地消は地域生産、地域消費の略で、地元で生産された農産物や水産物などを地元で消費することを意味しております。また、地域生産物の消費拡大、食を通じた地域活性化、生産者と消費者の繋がりを作ることを目的としております。地域消費の対象となるのは米や野菜、魚などの農水産物がメインとなりますが、地方の郷土料理を含む場合もあります。この地産地消の代表的な取組としては、学校給食や直売所などがあり、本町では学校給食への町内産食材の提供による地産地消事業は平成20年10月より開始されております。また、農産物等の直売所はJ A香川県多度津支店及び多度津町シルバー人材センター並びに農事組合法人等の民間事業所にて行われております。地産地消の事業は、議員のご質問にあるとおり、生産者及び消費者の双方にメリットがあり、各地で推進されております。

本町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、J A香川県多度津支店内のふれあい産直の販売所への食品などの設置や冷蔵ショーケース及び冷蔵庫の設置に係る補助事業を検討しております。この事業により、農産物の販売場所の増設と町内漁業協同組合に所属している同組合員の方々の海産物の販売場所を新たに設けることが可能となる見込み

であり、先ほど説明致しました地産地消の目的に寄与することができると考えております。

次に、6次産業化についてでございますが、6次産業化の定義でございますが、農林水産省では農林漁業者である1次産業事業者が農産物などの生産物のもともと持っている価値をさらに高め、それにより農林漁業者の収入所得向上を図り、さらに生産物の価値を上げるため、農林漁業者自らが農産物等の生産だけでなく、食品加工の2次産業、流通販売の3次産業にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものとされております。

本町では、平成30年6月定例会の一般質問において答弁致しましたとおり、6次産業化に取り組むことは難しい状況にあり、その事業に取り組もうとされる方も少ない状況でございました。しかし、6次産業化には農水産物を活用した商品開発だけではなく、1次産業事業者が生産した農水産物を直接販売する店舗を構えて販売することも含まれているため、町内でカキ養殖を行っている事業者の方からの、自分で養殖したカキをブランド化して直接販売したいとの相談を受けて、6次産業化の協力を行うことになりました。昨年度の県補助事業である「みんなの6次化応援事業」の補助制度を活用して、カキを販売するための梱包機の整備やパッケージデザイン及びパッケージの作成などを行いました。また、今後はカキを中心とする飲食を提供するカキ小屋を出店したいとの意向もお伺いしております。6次産業化は農漁業者である1次産業事業者がその全てを担う必要があることが大きな課題となっていることから、農漁業者と農水産物を活用した商品開発や流通を行う事業者を結びつけることも必要だと考えております。今後は6次産業化の推進を図るとともに、前述のマッチング事業者やそれに伴う農漁業者が生産した規格外農水産物の廃棄ロスを軽減させる事業なども研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今の答弁頂いたことの内容の中で、地産地消の事業は生産者、消費者の双方にメリットがあるっていう風にお答え頂いたのであれば、そのメリットを生かした町内の販売事業者や飲食店にこれを推奨することができないのかっていうことをお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問にお答え致します。

生産者のメリットと致しましては、新鮮な野菜や魚などを買って貰えることができる、規格外野菜なども販売することで廃棄ロスが減少する、消費者と

交流することでニーズが分かるなどが上げられます。これは既に世の中にあるサービスの特徴を把握した上で、さらなるニーズを満たし、ピンポイントでのヒットを狙う、いわゆるマーケットインの考え方にも即していると考えられます。しかし一方で、デメリットも考えられます。生産者のデメリットと致しましては、商品の梱包、出荷などの作物生産以外の作業は生産者の負担となり、その部分の労働力確保が課題となります。町内産の地産地消にこだわり続けると生産量には限界があるため、地元産だけでは賅い切れなくなる。つまり、安定供給が課題となる訳でございます。今後、地産地消事業を推進させていくためには、このメリット、デメリットのバランスの均衡を取ることのできるポイントを研究し、事業者等から相談があった場合には共に協議したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

もう一つあります。最後に町長にお答え頂いた6次産業化の推進を図るとともに前述のマッチング事業やそれに伴う農漁業者が生産した規格外農水産物の廃棄ロスを軽減させる事業についても研究してまいりたいという風に回答を頂いています。具体的なことを考えられているのであれば、教えて頂きたいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問にお答え致します。

まず、6次産業化の推進についてでございます。先ほど町長の答弁でもありましたとおり、県の補助事業である「みんなの6次化応援事業補助」制度を活用して事業を開始された方もいらっしゃいますので、今後も農漁業者から相談があれば、その相談者及び県と協議を重ね、適宜適切に対応してまいります。

次に、マッチング事業やそれに伴う農漁業者が生産した農水産物の廃棄ロスを軽減させる事業についてでございますが、昨年度の国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、町内の事業者の方が町内の家庭菜園等で栽培された野菜や果物、また規格外野菜等を箱詰めにして町内外にインターネット販売を行う事業を開始致しました。この事業も農業者と販売事業者とのマッチング事業の一つの形であり、かつ従来であれば田畑にすき込まれてしまう野菜等を商品化し、消費者に活用してもらおうという点から廃棄ロスの軽減のための一つの手段ではないかと考えてございます。今後も販売先を求めている農漁業者からの相談や、廃棄ロス、また食品ロスの対策を考えている事業者の方からの相談があれば、マッチングの方法等について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。スーパーのキュウリは大体真っすぐなものばかりです。キュウリは本来曲がります、曲がる性質を持ってるんですけども、産直のキュウリは曲がっているものもあり、食べ比べてみると分かります。おいしさは産直の曲がったキュウリの方が勝っています。これは町内の某スーパーで買ったキュウリです。大分太いんですけども、これは3本で172円でした。1本当たり63円で売ってます、税込みです。こちらは今朝、葛原大木の農事組合法人イングクラブさんで買ったもので4本が100円です。特にキュウリ特有の、今朝採れた分なんでブツブツがありますが、こちらのものはもう既にブツブツがないです。ブツブツがある方が新鮮でないのかなと思うんですけども、少々曲がっていますけれども、太いものや細いものが色々混じって4本が100円、食べたら非常に甘いです。どうか皆さんも産直の野菜を食べて頂いて、一緒に地産地消を推進していけたらなという風に思いますのでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎 議員の質問を終わります。
ここで暫時休憩に入ります。
再開を1時に致したいと思います。よろしくお願い致します。

休 憩 午前11時40分

再 開 午後 1 時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き一般質問を再開致します。
天野議員より健康上の理由により逐次水分を補給したいとの申出があり、私の方より許可していることをお伝え致します。
次に、3番 天野 里美 君。

議員（天野 里美）

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願い致します。
男女共同参画社会の在り方を考える中で生理の貧困、パートナーシップ宣誓制度、ジェンダーレス制服の大きさは3点、一般質問をさせていただきます。
私は昨年4月から多度津町男女共同参画推進会議の委員を仰せつかり、私自身の新たなテーマとして取り組んでおります。
日本国憲法は法の下での平等において規定し、憲法第14条では政治的、経済的

または社会的関係における性差別を禁止、第24条では家族関係における男女平等についての明文の規定を置いています。しかし、現実には従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、配偶者やパートナーからDVやセクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな問題となっています。女性の地位向上は我が国のみならず世界各国に共通した問題意識になっており、国際連合は1979年に女子差別撤廃条約を、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言を採択し、世界各地で女性の地位向上に向けた様々な取組が行われています。

日本では、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、1986年に男女雇用機会均等法、1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しており、昨年末に2021年度から2025年度を期間とする第5次男女共同参画基本計画を作成し、閣議決定をしたところです。多度津町においては、今年度第3次たどつ男女共同参画プランの作成に向け、多度津町男女共同参画推進会議における議論を始めるとともに、5月1日から5月31日にかけて第3次たどつ男女共同参画プラン（案）のパブリックコメントを実施したところです。

国では、第5次計画作成に当たり若い世代の要望を積極的に取り入れることとし、就職活動中の学生へのセクハラ防止や望まない妊娠を防ぐための緊急避妊薬について処方箋なしでも購入できるように検討することが盛り込まれました。また、コロナ禍であることを反映して、コロナ禍で深刻化する家庭内暴力の相談支援体制の強化についても取り上げています。多度津町は、今年度の新規採用職員の中に初めて女性消防職員を採用したとお聞きしており、4月からのパートナーシップ制度の取組も踏まえ、男女共同参画に対する取組が積極的に行われていると感じています。

そこで、最初の質問です。

今回のコロナ禍の中、収入の減少などから女性特有の問題として生理の貧困が多くのマスコミ等で取り上げられています。生理の貧困という言葉をご存じでしょうか。生理用ナプキンなどの生理用品を経済的困窮が原因で購入できない状況を指す言葉です。これは日本だけの問題ではなく、世界各国の問題でもあり、また男女共同参画社会実現のためにも今後取り組んでいかなければならない問題でもあると思います。

男性の皆さんは生理用品をご存じでしょうか。スーパーでご覧になられることも多いと思うのですが、女性用の普通の生理ナプキン、男性の方はなかなか

か手に取ることもないと思いますが、こちらが夜用のナプキンということで、大きくは2種類ございます。あるフィナンシャルプランナーの試算によると、仮に日中15時間のうち3時間ごとにナプキンを換えるとする、1日に使用するナプキンは5枚、加えて夜用ナプキン、こちらです、1枚使用すると、生理期間は人によっても違いますが、平均5日間から7日間続くので、一度の生理で使うナプキンは30枚から42枚、年間だと360枚から500枚程度になります。さらにサニタリーショーツも周期に合わせて3枚から5枚程度、年間1回買い換えると仮定して1枚約1,000円、年間5,000円程度がナプキン代に追加される計算になります。日本産婦人科学会が発表している資料によると、日本人、つまり初潮の平均が12歳、閉経が50.5歳、つまり約40年間生理が続く訳です。仮にナプキン1枚当たり30円としてナプキンの年間最大使用量500枚がかかるとすれば、年間1万5,000円となり、これに先ほどのサニタリーショーツ代金5,000円が加わり、年間生理に関わる費用は約2万円になります。これが40年間かかる訳ですから、女性が一生の中で生理に関わる費用は約80万円になるのです。また、この間体調も優れず、薬を欠かせない人もおられます。プラスアルファに、ここに加算される訳です。このように、男性ではあり得ない経済的な支出が女性にはあるのです。

現在、大学生らで作る任意団体が3月に公表した調査報告によると日本の学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労しているということです。政府は内閣府の女性活躍推進交付金の拡充を決め、使途に生理用品の提供を加え、自治体が貧困女性を支援するNPO法人などに事業委託した場合に国が最大1,125万円を負担するとしています。東京都内では豊島区や荒川区など5特別区が生理用品の無償配布に乗り出し、多摩市は入手できない児童・生徒に向けた学校での配布を始めています。また、香川県内でも、三豊市では市と社会福祉協議会が市内全ての小・中学校26校に市が災害用に備えていた生理用品の一部を寄贈し、今後も続ける予定であるという報道がありました。香川県議会においても5月17日に4会派が県教育長に対して市町教育委員会とも連携して、学校での生理用品の無償提供など、適切な支援に取り組むよう求める要望書を提出致しました。また、政府は6月1日、関係閣僚や有識者でつくる男女共同参画会議を官邸で開き、女性活躍に向け政府が取り組む施策をまとめた重点方針案を了承し、生理の貧困の対策として本年中に生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象とした健康調査に着手するというものです。このような動きは今全国に広がりつつあり、多度津町においても第一生命から生理用品380袋の寄贈を受け、各小学校に配布するというニュースが先日ありましたが、今後多度津町として何らかの継続的な支援を講じる考えはあるのでしょうか。

自由民主党の木村弥生衆議院議員は、女性が生理で不快な思いをせず、健康で働き続けられれば、生産性の向上や経済損失の低減になると指摘しています。男女共同参画社会を実現する上でも生理の貧困の早急な解決は必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の生理の貧困についてのご質問に答弁をさせていただきます。

経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にある生理の貧困につきましては、コロナ禍における一時的な収入の減少に伴う問題に留まらず、男女の性差に基づく永続的な経済面での格差であると認識しております。また、適正な生理用品が使用できないことは学習面や仕事面などにおけるハンディにも繋がり、女性の社会参画への妨げにもなるものであり、男性をはじめ、社会全体が当該問題を正しく理解し、問題解決に向け、継続的に取り組むことがジェンダー平等、ひいては男女共同参画社会実現に繋がるものと認識をしております。

当該問題を受け、国においては今年度中に生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象に生理用品の使い回しや未使用により心身にどのような悪影響が出ているか、健康調査の実施などが政府の女性活躍重点方針案に取り上げられるとの報道がありました。一方、地方公共団体におきましても生理用品の配布の動きが進んでおり、香川県内におきましては議員ご指摘の三豊市の取組以外にも坂出市やまんのう町において配布の実施または予定がされているようでございます。

本町におきましては、現在のところ生理用品の配布は予定しておりませんが、国の支援策や他市町の対応状況を踏まえながら、防災備蓄品の生理用品の活用も含め、必要な方には提供できるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁の中に必要な方には提供できるように検討してまいりますというお言葉がございました。女性の多くは必要とされている方が多いと思います。深くご検討して下さいますことをお願い申し上げます。また、その中でも児童・生徒にとってはとても相談しづらい問題かと思えます。せめて三豊市のような学校に対する支援だけでも早急な対応をお願いしたいと思えます。また、これを機会に災害の避難所における生理に関する問題、また次に質問させて頂く性的少数者に対する生理に関する問題などを含め、幅広く意識を持って取り組んで頂くことを要望させて頂きたいと思えます。

次に、多度津町が今年4月1日より導入致しましたパートナーシップ宣誓制度についての質問です。

私が第3次たどつ男女共同参画プランの作成に関わる者として参考資料を探している時、令和2年12月に公表されました第5次鳥取県男女共同参画計画が目にとまりました。正式には、鳥取県性に関わりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画と言います。これは、鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別に囚われることなく、性の多様性を前提としたものであることから、その理念が広く理解されるようにという思いで名づけられたそうです。一方、多度津町のホームページ、男女共同参画社会のところを開いてみますと、男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、年齢や性別、人種や立場に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会と記載されており、鳥取県の考え方と同じであり、その意味でも視野を広く持ちながら計画の作成を進めるべきだと感じましたし、国の第5次男女共同参画基本計画の中に選択的夫婦別姓についてはさらなる検討を進めるとあり、同性婚の問題についても結婚の自由として議論をする必要があるのではないかともしました。

この4月より多度津町がパートナーシップ宣誓制度に取り組んだことは、男女共同参画社会の本質的な理解があるからと感じたところであり、また既に本制度を利用した町民がいるともお聞きし、改めて素晴らしい取組であると感じました。私たち議員も、去る5月13日にパートナーシップ制度や性的マイノリティーの勉強会を行ったところです。日本では同性婚の法整備はまだできていませんが、今年3月17日に全国で初めて同性婚ができないのは憲法第14条に記載された法の下での平等に反し違憲であるとする判断が示されました。4月1日の時点ではありますが、世界では29か国に及ぶ国や地域で同性同士の結婚やそれに準じる法整備が行われています。また、パートナーシップ制度を全国約1,700の自治体のうち約100の自治体が導入し、全人口の約37%をカバーするところまでになったと言われています。

そこで、質問です。

パートナーシップ宣誓制度の導入に当たり、当事者もしくは当事者団体からの要望があったかどうかも含め、制度導入の経緯について質問致します。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度導入の経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本制度につきましては、平成27年度に全国の自治体に先駆けて東京都渋谷区が開始したのを皮切りに、年々導入する自治体数が増加し、本年4月1日時点で103自治体が導入をしており、香川県内におきましても令和2年1月、三豊市が制度を導入し、同年1月15日には交付第1号のカップルが誕生しております。その後、高松市や東かがわ市も本制度の導入を致しております。

以上のことから本町においても従前より人権施策において協力関係にある琴平町、まんのう町のととも本制度導入に関する協議検討を行ってまいりました。そのような中、以前からパートナーシップ宣誓制度導入に意欲を示されていた町長の強い思いもあり、本年4月より本町は本制度の運用を開始したところであります。なお、本制度の導入に当たり、当事者若しくは当事者団体などからの要望はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

2点目の質問です。

パートナーシップ宣誓制度はとても大切な意義ある制度だと思いますが、一方で性的マイノリティーの方々の多くの方が当事者であることをカミングアウト、つまり公表しない、できない状態にあるのも事実です。こういったことを踏まえ、制度利用における現時点でのメリット、デメリットについて質問致します。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度におけるメリット、デメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員ご指摘のとおり、現在でも多くの性的マイノリティーの方々が自らの性的指向をカミングアウトできない状況にあり、また同性カップルに対する法的保護がないのが現状でございます。そんな中、本町は地方自治体として可能な範囲で当事者に寄り添い、性の多様性を尊重するため、本制度を導入したところでございます。町が性的マイノリティーのカップルをパートナーとして公的に証明する、このことが住民などに対するメッセージとなり、当事者に勇気を与えることとなり、本制度を利用し、宣誓することの最大のメリットであると考えております。一方、法的根拠に基づく婚姻とは異なるため、配偶者控除を受けたり、遺族年金などの受取人になることはできません。本制度は町の要綱に基づくものであり、パートナーの双方が本町に住所地を有することなど、宣誓可能な条件が限定され、また受給可能な行政サービスも限定されることなどがデメリットとして考えられます。ちなみに、本年4月に発表された電通の調査によりますと、性的少数者の70.2%がカミングアウトを依然しにくいままと感じている一方、住んでいる自治体にパートナーシップ制度がある性的少数者がカミングアウトをしにくいと感じる割合は47.7%に減っており、パートナーシップ制度は当事者の人権保護や地域の意識改善に効果があるとのことでありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

3点目の質問に入ります。

パートナーシップ宣誓制度は法的拘束力がない分、具体的なメリットが少ない気がしますが、「多度津町パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き」を見ると、「この制度に法的効力はありませんが、証明書の提示により利用できる行政サービスを増やしていくとともに、民間事業者にも証明書の利用等について周知啓発を進めていくこととしています」とあります。具体的にはどのようなサービスを増やしていくおつもりなのか、ご質問させていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度の具体的なサービスの拡大についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、パートナーシップ宣誓証明書で利用可能な本町の行政サービスは町営住宅入居及び移住促進家賃等補助金受給に限られております。このことは県内他市町と比較しても利用可能なサービスが少ない状況にあり、今後他市町におけるサービスを参考にするとともに、庁内関係各課と連携し、行政サービスの拡充に努めてまいります。また、本町職員がパートナーシップ宣誓をした場合、その対応と致しましては結婚休暇など、特別休暇の取得が可能としております。一方、民間企業ではパートナーシップ宣誓証明書を提示することで家族同様の福利厚生を受けたり、LGBT対応者向けの住宅ローンの利用、また一部生命保険会社では生命保険の受取人となれるなど、利用可能なサービスが広がりつつあります。最終的には民間事業者の判断に委ねざるを得ない状況であるため、民間事業者への周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

4点目の質問に入ります。

当事者の大きな問題の一つに、命に関わるような時にそばにいられないという大きな問題があるとお聞きしております。大切な人の最期にいられないということはとても悲しいことです。地域によっては、この制度導入により面会が可能になったという話もあります。先ほどの手引きに「民間事業者にも証明書の利用等について周知啓発を進めていくこととしている」とありましたが、こういったケースの対応も想定していると理解してよろしいのでしょうか。また、民間事業者のみでなく、住民を含めた社会教育、そして学校教育における周知啓発はとても必要なことであり、理解を深めていかなければ根本的な解決にはならないように考えますが、その点はどのように取り組んでいくのでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度の理解増進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員のご質問にもございましたが、パートナーが入院時に看病できない、医師から病状を説明してもらえないなど、性的マイノリティーカップルは法律上の家族でないことによる生きづらさがあり、これらの状況を多少なりとも改善するため、本制度の導入を致しました。本制度を導入している三豊市や高松市、市立病院は、入院時の病状の説明や面会、また手術の同意について、家族同様の取扱いを行っており、県立中央病院においても同様の対応を行っていると聞いております。町内の医療機関にも働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、一人でも多くの人に性的マイノリティーのことや本制度について知って頂く、そのための啓発がこれからはより重要になることから、このたび策定しました第3次たどつ男女共同参画プランにおいても性的マイノリティーの理解促進に向けた広報啓発活動への取組について明記したところでございます。本町は、従来より性的マイノリティーに関するリーフレットの戸別配布やあらゆる差別の解消を目的とした町実行委員会を通じての研修を実施しており、今後も様々な手段を用いて啓発の実施に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度についてのご質問のうち、学校教育における周知徹底について答弁をさせていただきます。

現在、性的マイノリティーの人権に関わる教育は、様々な人権課題の一つとして人権教育の中で取り上げられています。例えば、多度津中学校では経年でいわゆるLGBT等の性の多様性について考える学習に取り組んでいます。今後はそのような学習の中で本制度を紹介することができると考えています。まずは、性の多様性についての理解を深め、一人一人の人権を尊重していけるように教育を進めていくことで、子供たちの人権意識を高めていくことが大切であると考えています。その上で、社会的な取組、制度について学ぶことで、その意義について正しい理解が進んでいくものと思われま

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

続きまして、5点目の質問です。

デメリットの一つに、転出するたびにせっかく手に入れた証明書が無効になるということを聞いたことがあります。多度津町においても先ほどの手引きに「宣誓者が町外に引っ越した場合には宣誓の証明は取消しになる」とあ

り、また「パートナーシップ制度を導入している他市町から転入する場合でも、その自治体から交付されている宣誓証明書を使用することができない」とあります。香川県では既に三豊市、高松市、東かがわ市で本制度を実施しており、4月1日から多度津町、小豆島町、土庄町でも制度が開始され、香川県総人口に対する制度のカバー率は58.6%です。4月6日の神戸新聞の記事ですが「パートナーシップ制度について、兵庫県の阪神間7市1町は6日、当事者が自治体間で転居した場合、再度の手續を簡素化する協定を結んだ」とありました。ぜひ多度津町においても香川県内3市2町に働きかけて、同様の協定を結ぶことでサービスの利便性に繋がると考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員のパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

パートナーシップを宣誓したパートナーが揃って締結先の市町村へ転出した場合に、転出先で証明内容を継続利用できる当該協定は、転出先で再度宣誓する必要がないため、パートナーシップを宣誓した当事者にとっては負担軽減に繋がる協定であると認識をしております。また、ご指摘の兵庫県の自治体以外にも横須賀市、広島市、福岡市、岡山市など、同様の協定締結を行っている自治体が増えてきているようでございます。本町においては、現在のところパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定について導入自治体間での協議は行っておりませんが、今後導入自治体での協議を進めるとともに、茨城県、群馬県、大阪府が都道府県単位でパートナーシップ宣誓制度を導入していることから、県に対しても本制度の導入を要望していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

これは要望になるかとは思いますが、パートナーシップ宣誓制度の周知啓発は性的マイノリティー問題であるばかりではなく、大きくは結婚の自由の問題でもあり、幅広い人権課題を含んでいると思います。パートナーシップ宣誓制度を導入する際、町長が誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる町の実現を目指していきたいと決意を表明されておりましたが、この言葉の実現に向けて制度の拡充、人権教育及び啓発の推進に積極的に取り組んで頂きますよう要望致します。

最後の3つ目になります。大きくは3つ目のジェンダーレス制服について質問致します。

これはパートナーシップ宣誓制度とも大きな関わりがあります。日本では約

11人に1人の割合で性的マイノリティーの人がいると言われており、これは左利きの人とほぼ同じ割合です。それぐらい身近にいる存在だと認識し、当事者を傷つけないように気配りを行わなければなりません。同様に、性同一性障害に対する配慮も考えなければなりません。性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされています。これに対し、性的指向とは恋愛対象が誰であることを示す概念です。

2015年4月に、文部科学省は性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてという通知を発表しており、翌年4月には教職員向けに性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてを出しました。この中には、学校生活の各場面での支援についてとして服装、髪形、更衣室、トイレなど、具体的な支援事例が示されています。日本国内では、これを受け、徐々に関係者の認知が進み、2018年、千葉県が公立中学校が性別を問わず選べる制服を導入しました。このことをきっかけに、急速に全国の学校のジェンダーレス制服に対する関心が高まったと言われています。また、2020年春には福岡市、北九州市内の公立中学校が制服を詰め襟、セーラー服からブレザー型かつスカートとスラックスの選択ができるタイプに変更し、全国各地でブレザー型を標準とする制服の検討が進んでいるそうです。また、多度津高校では女子生徒の制服についてスカートに限定せず、冬用だけでなく、夏用もズボンと併用により個人選択ができる仕組みにしているということです。

そこで、質問です。多度津町におけるジェンダーレス制服の取組はどのようになっているのでしょうか。現状についてご質問致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の本町のジェンダーレス制服の取組の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現状と致しましては、町内の小・中学校において、性同一性障害等により定められた制服と異なるものの着用を強く訴える児童・生徒がいないことから、現在ジェンダーレス制服を採用している学校はありません。ただし、今後そのような希望があった場合は個人情報に配慮をしつつ、個別の相談に応じてまいります。そして、その児童・生徒に適した服装を選択することを含めて、様々な面で配慮をしながら、安心して学校に通学できるよう支援をしていきたいと考えております。そのためにも性同一性障害等に対する正しい理解、人権を尊重する意識の高まりを促すことも併せて取り組んでいきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次の質問の後、まとめて再質問させて頂けたらと思っているので。今後取り組んでいくということであれば、単に制服を見直すという話ではなく、これを機会に児童・生徒、教職員、保護者、住民も巻き込み、なぜ必要なのか、何が大切なのかを考え、議論し、誰もが住みやすい人権意識を高める機会として捉えていくことが大切ではないでしょうか。また、これは性同一性障害の問題だけではなく、女子にとっても冬場の寒い時期にスカートではなく、気軽にズボンを穿くことができるという男女共同参画社会の考え方にもなると思いますが、いかがでしょうか。

教育長（三木 信行）

天野議員のジェンダーレス制服の今後の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、ジェンダーレス制服がなぜ必要なのか、何が大切なのかといったことを子供たちのみならず、社会全体で考えていくことはとても大切で必要なことだと考えます。先ほど申し上げたように、性同一性障害等に対する正しい理解、人権を尊重する意識の高まりを促す教育を推進してまいります。その上で、まずは当事者である子供たちの思いに寄り添い、児童・生徒、教職員、保護者等で議論を深めたり、他市町の取組も参考にしたりしながらジェンダーレス制服について考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、再質問させていただきます。

先ほど教育長の方の答弁の中で、強く訴えられる児童・生徒がいないことからジェンダーレス制服に取り組んでいる学校はない、そのような希望があった場合に取り組んでいくという答弁でしたが、児童に対して訴えるのを待っているという姿勢でよろしいのでしょうか。それで児童・生徒の安全と安心を守り、学びを保障すると言えるのでしょうか。パートナーシップ宣誓制度の答弁の中で性的少数者が約7割、カミングアウトしづらいとありました。この割合は児童・生徒になるともっとハードルの高いものになると思います。また、パートナーシップ宣誓制度は当事者からの要望ではなくて町独自に取り組んだとありましたが、ジェンダーレス制服に対する取組の考え方は性的少数者に対する町の姿勢とは矛盾を感じます。今の教育長の答弁で、他市町の取組も参考にしながら考えてまいりたいというご答弁がございましたが、他市町と言わず、今現在町内の多度津高校で取組が行われています。私はすぐに制度を変えて下さいと言っている訳ではなくて、そうした議論を始めることで性的少数者の理解が深まり、誰もが安心して暮らせる多度津町の

実現に結びつくと思うのですが、いかがお考えでしょうか、お願い致します。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、天野議員の冒頭にありましたように、今実際にその希望を訴える子供がいないから一体それでいいのかというようなお話がございましたが、まさにそれは同感でございます。先ほどの答弁につきましては、実はこの問題につきまして先頃町内の校園長会があった折りに、そのまま校長先生たちとお話を致しました。実態として正直に申し上げれば、強く訴える児童・生徒がいないから、そのジェンダーレス制服について、それも知っているし、取り組んでることもあるけれども、それを具体化はしていないということを正直に申し上げたということでもあります。

現段階で、まず大切にしなければいけないこととして町内で申し合わせていることは、まず性同一性障害によりつらい学校生活を送っている児童・生徒は今現在も、今後も在籍しているとの前提で、まずは個別の配慮をできる限りしていくことで、町内各校で一致をしています。また、自分から言い出せない、あるいはそれと認識できない児童・生徒への寄り添いとか相談が行えるようにしておくことも大切であるという風に考えております。当然それは服装についてもそうですし、トイレとか、更衣室とか、先ほど文科省の通知にもありましたが、そのあたりも、例えばトイレであれば職員トイレであるとか、多目的トイレであるとか、そういった個別の配慮をしていきたいと考えております。制服につきましては、当然今後検討した時には、例えばブレザー型という風になっていく場合は、当然制服を替えていくこととなりますので保護者等の理解も要ります。まずはその前に、そのジェンダーということについてしっかりと子供たち、教職員、そして保護者も含めて理解を進めていくことが、それが第一歩だと考えています。服装については、これまでもそういう事例がありまして、例えば女子であれば体操服であるとか、体操服の短いものとか、冬は長いものであるとかもあります。現在、中学校では実はコロナ禍ということで教室が閉められないので、窓を開けているので夏場は暑い、冬場は寒いということで、既存の制服をどう見直していくのか、上にこういうものを羽織るとか、あるいは体操服で過ごすとか、そういったことで生徒会を中心に、例えば中学校ではいろんな話合いがなされています。そういう中で、このジェンダーの問題についても制服は含めていくべきかなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。詳しくお答え頂きまして、本当に有難うございます。ジェンダーレス制服の取組ということで、今すぐどうこうという中では、先ほども申したようにありません。これからしっかりと生徒、そして保護者、皆様、町全体の取組として考えていくことが大事なので、しっかりとまた取り組んで頂くことをお願いしたいと思います。再質問はもう致しませんので大丈夫です。

最後に要望になります。ジェンダーレス制服の問題を考えることで、学校生活のあらゆる場面において全ての児童・生徒にとって安心して自分らしく生きること、学ぶことのできる学校の実現を目指して頂きたい、そのことが町長がパートナーシップ宣誓制度の導入の際に話されました、本町は多度津町人権擁護に関する条例の理念に基づき、あらゆる差別の撤廃を目指して取組を進めている、このたびLGBTなど性的少数者と呼ばれる方々の苦しみに寄り添い、その解消の一助としつつ、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができ町の実現を目指していきたいに繋がるのだと思います。仲間や同盟を意味する英単語を語源とし、性的マイノリティー理解者、支援者を示す言葉としてアライという言葉があります。アライの言葉の認知率は全国的に僅か7.7%ですが、アライの存在は心理的安全性を見いだす上でとても重要だと言われています。また、国会ではLGBT法案の成立に向けた動きがあり、性的マイノリティーへの理解増進を図り、学校や職場など、様々な場面での理解や支援が求められようとしています。多度津町においては、町民全てが自分らしく生きることができ社会の実現を目指し、各種制度の拡充はもとより、あらゆる人権課題に対して正しい知識と理解を持ち、性的マイノリティーでいうアライというような存在を育成するため、人権教育及び啓発の推進に積極的に努めなければならないと思います。チーム多度津の実現のためにもその点を要望させて頂きたいと思えます。大変お聞き苦しい点があったと思いますが、詳しいご答弁等有難うございました。よろしくお願ひ致します。

これで私の一般質問を終わらせて頂きます。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美 議員の質問を終わります。

次に、4番 兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一です。

1つ、多度津丸亀線信号機設置について、2つ目、コロナの影響について、一問一答方式でお願い致します。

まず、多度津丸亀線信号機設置についてです。

令和3年3月28日、多度津丸亀線の道福寺地区、庄地区の間の高架橋が開通し、東西の交通の便が大変良くなり、国道11号線から乗り入れる車も増え、交通量が増加しました。今までの道路沿線の方は、交通量が減って良かったとの話を聞きます。また、歩道が広く、見晴らしがいいので散歩コースとして利用する方、カメラを持って電車を撮る方もいるようです。高架橋なので急勾配となり、スピードも出るので開通前から高架橋の西側の交差点では危険箇所として地元自治会は危惧し、信号機設置を要望されていたようですが、設置はされていませんでした。高架橋開通当初は数日間警察が立哨されていましたが、立哨をやめた数日後の4月6日に交通死亡事故が発生してしまいました。恐れていたことが最悪の結果となってしまいました。現在は注意喚起の立看板やカラー舗装、点滅する道路鋸などが設置されています。丸尾町長も県へ信号機設置の要望書を提出されたようですが、既に1人の命が失われてしまいました。

そこで、次の5点についてお伺い致します。

1つ目、町としては地元自治会からの信号機設置の要望についてはどこまで把握されていたのでしょうか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の多度津丸亀線信号機設置についてのご質問のうち、町として地元自治会から信号機設置の要望についてはどこまで把握しているのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

地元の八尺自治会長より令和3年1月8日付で県道多度津丸亀線開通に伴う交差点の交通安全対策として、当該交差点への信号機設置の要望書が町長に提出されましたので、県くらし安全安心課に確認したところ、供用が開始される前の要望書においては、供用後に交通量の調査や交通現況等の状況把握を行い、交通事故多発地点等の総合診断申請書と併せて提出して欲しいとのことでした。当該申請書は道路の供用後に車両等が現に通行している状態への危険箇所への改善を要望するためのものであるため、町としては供用後に調査等を行い、交通事故多発地点等の総合診断申請書を提出したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。死亡事故が起きる前に信号機設置以外の対応はできなかったのでしょうか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の死亡事故が起きる前に信号機設置以外の対応はできなかったのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の信号機設置以外の対応につきましては、横断歩道の設置、県道方向の歩行者通行箇所のカラー化、照明灯、警戒標識の設置などの交通安全対策を実施しておりました。町と致しましては、今回の事故を教訓として関係機関と連携を密にし、より一層交通事故防止対策に万全を期していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。危険箇所として県、町が現場を確認されたと思いますが、検証結果はどのようなものだったのでしょうか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

危険箇所として県、町が現場を確認したが、検証結果はどのようになったのかのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、4月6日の事故後、速やかに交通量調査等を行い、信号機設置等の交通事故多発地点等の総合診断申請書を4月15日付で県危機管理総局へ提出し、5月12日に県くらし安全安心課、警察本部、道路管理者の中讃土木事務所、町の関係機関の下、総合診断を実施しております。この総合診断の結果につきましては、現在県危機管理総局において精査中であります。また、県危機管理総局の現地診断の他に4月13日に県警本部による交通死亡事故現場点検を警察本部、県くらし安全安心課、中讃土木事務所、町の関係機関の下、現場交差点において実施し、それぞれの立場で事故現場交差点の検証を行い、交差点の改良や緊急に行える安全対策を実施し、事故の再発防止に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問させていただきたいと思います。

交通量を調査されたようですが、調査された交通量は幾らぐらいあったのでしょうか、分かる範囲でお答え頂きたいと思います。

総務課長（泉 知典）

兼若議員の再質問にお答え致します。

申し訳ない、今現在、手持ちに集計した交通量の数字の台数がございません。また、改めて確認させて頂きお答えしたいと思います。その他の検証結果は数値の方で報告できるようになっておりますので、詳しい数字はまた後でお知らせしたいと思います。よろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4つ目です。今後、信号機設置に向けて町としてはどのように対応さ

れていくのでしょうか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

今後信号機設置に向けて町としてどのように対応されるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、関係機関による交通事故多発地点等の総合診断を実施しておりますので、その診断結果を基に対応してまいりたいと思っております。また、信号機設置につきましては私の方から4月22日付で知事へ要望書を提出しております。交通安全の推進には交通安全施設等の整備も必要ですが、まずは個人個人の安全意識や行動が真に大切なことだと考えておりますので、今後も交通ルールの遵守や交通マナーの向上など、継続した交通安全施策を推進し、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

5つ目です。来年にはさぬき浜街道が開通する予定となっておりますが、同様に危険箇所がないか調査する必要があるのではないのでしょうか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の浜街道開通に伴う危険箇所の調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在県で整備を進めて頂いております、さぬき浜街道、県道21号線丸亀詫間豊浜線につきましては、議員ご指摘のとおり、町と致しましても供用開始後は相当数の交通量が見込まれることから、供用開始前に県、警察、地元関係者と現地を確認し、危険箇所を把握した上で必要な交通安全対策を実施してまいりたいと考えております。今後も地域住民のご意見、ご要望を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら、町民の皆様により安全・安心に道路を利用して頂けるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（泉 知典）

誠に申し訳ありませんでした。先ほどの兼若議員の再質問の数字についてお答え致します。

令和3年4月12日、月曜日、午前7時から8時30分まで、これは1時間半にわたって交通量の調査を致しました。車の台数でございますが、多度津から丸亀方面に向いていく直進の車の数が280台、逆に道福寺方面から庄の方面に向いて直進する車が276台ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

かなりの交通量が増えたと思います。今後浜街道はさらに交通量が増え、また道路整備によって色んな商業施設が新たにできるという話もお聞きしておりますので、ぜひとも早く信号機の設置について町としてもご尽力を頂きたいと思っております。

次に、コロナの影響についてです。

新型コロナウイルス感染症発生から1年以上が経ち、高齢者のワクチン接種も進んでいますが、変異株のコロナウイルスが次々と現れ、未成年者に感染する事例も出てきています。コロナの影響は、日常の生活環境にも大きく関与しております。

そこで、次の7点についてお伺い致します。

1つ目、G I G Aスクール構想にて通信環境の整備、タブレットの購入など順調に進んでいるようですが、今後の利用計画、運用マニュアルの整備はどのようにされていますか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員のG I G Aスクール構想における今後の利用計画、運用マニュアルについてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後の利用計画につきましては、G I G Aスクール構想の本来の目的である多様な子供たちを誰一人取り残すことなく個別最適化され、資質、能力を確実に育成する学習指導を実現するために小・中学校とも授業での日常的な活用に取り組んでまいります。具体的には、共同学習で一人一人の考えをリアルタイムで共有したり、個別学習で学習状況や興味、関心の違いに応じて別々の学習を行ったりするなど、既に各校で様々な活用に取り組んでおります。また、家庭での学習においても使用できる環境を整えることとしております。

運用マニュアルにつきましては、現在多度津町情報セキュリティーポリシーを準用し、セキュリティー対策などにより安全を確保しながら運用しているところですが、令和3年5月に文部科学省が急速な学校ICT環境整備の推進を踏まえ、教育情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインを改定したことから、本ガイドラインを参考に本町における教育情報セキュリティーポリシーの策定を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。中学校や小学校の運動会の様子を配信されたようですが、結果と課題はどのようなものだったのでしょうか。小学校の配信では繋がりにくかったとのこと、また我が子の存在が見つけられなかったなどと保護者か

らお聞きしましたが、お伺いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

兼若議員の中学校及び小学校の運動会の様子を配信した結果と課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年5月に多度津中学校と豊原小学校において開催された運動会については、ウェブ会議システム、Z o o mでございますが、を活用し、運動会の様子をインターネットで配信致しました。これは新型コロナウイルス感染症対策とG I G Aスクール構想で整備した環境がオンライン授業等を実施した場合、どの程度活用可能であるかの実証実験をも兼ねたものと考えております。多度津中学校がオンライン配信について保護者へアンケート調査を実施し、その結果、画質や音質の改善、教職員のスキルアップなどの指摘がありました。授業は対面で実施することが大事と考えておりますが、オンライン授業を実施することになった際には今回の取組から得られたことを活かしてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今の答弁に再質問させていただきたいと思っております。

中学校の状況というのは、ただ今の答弁で分かりましたが、豊原小学校の運動会での配信の結果と課題についてはどのようなものがありましたか、お伺いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

兼若議員の再質問について答弁をさせていただきます。

豊原小学校の配信状況につきましては、具体的に実はアンケートを取っておりませんので数的なデータはございません。ただ、今回学校に寄せられたものはあります。例えば通信状況で入れなかった、あるいは途中で画像が切れてしまった、音声の状態が悪いと、そういったものがありました。同時に、よく配信をして頂いただけでもというお言葉も頂いたところはあるのですが、実はこの多度津中学校が15日に運動会をし、22日に豊原小学校の運動会を行った訳ですが、このとき教育課の方にこういったI C T担当の職員と課長補佐の方が大挙致しまして、どういう風な繋がり具合であるのかという状態をモニタリング致しました。その際には、できるアドバイスは致しました。例えば、各保護者にミュートを確実にして頂くことによって配信状況が若干よくなるとか、そういうことで学校に連絡をして、それに従って学校の方で見ると、学校が解除をしたり、お願いをしたりということもありましたし、私自身も運動会のその現場でおりまして、そこで繋がったタブレットからの状況で教育課に詰めておる職員と連携を取りながらモニタリングをして

いって、今後に活かせていけたらなという風に考えておりました。豊原小学校については、なかなか多度津中学校同様にはうまくいかなかったんですが、ただ私自身の見取りとしては前週の多度津中学校の取組に基づいて反省した結果として、なるべく定点から撮った方が安定するという点においてはまずまず、少しだけ前進したということはありません。

ただ、保護者の方にはご理解を頂くようにはしておるんですが、運動会と言いますと教員の主たる仕事は子供の指導でありますので、特別に撮影のための人間を割くというのは非常に厳しい状況で、今回は急な対応でしたのでそういう対応を致しました。配信については十分でなかったということで、今後とも保護者の方にはご理解を頂きたいなという風に考えております。ただ、止まっている状態で配信することについて、要するに授業を配信することについてはかなり期待ができるという風なデータは得られたなという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。インターネット環境が整備されていない世帯へのルーターを貸し出す際の通信費用を助成するため、6月補正予算を組まれています。補助金が利用できなくなった場合の今後の見通しについてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員のモバイルルーターの通信費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

モバイルルーターにつきましては、令和2年度に100台調達し、現在利用に向けた準備を進めております。感染症が拡大し、長期休校のためにオンライン授業実施となった場合は国の補助金等を活用し、通信費用の町費負担低減を図ってまいりたいと考えております。しかしながら、ICT教育の推進により家庭でのタブレット端末利用が日常的になれば、つまり休校でない場合もなれば、インターネット環境がない家庭への支援として補助金の活用はもちろんです。消費負担も視野に入れながら予算要望をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

日本の教育費というのは世界に比べて非常に低いとされております。多度津町は予算全体に占める教育費の割合というのは低いと私も感じておりますので、子育て、また子供のために色々予算を使って頂きたいと思っております。

次、4つ目、コロナの影響で金銭的な理由から生理用品を買えない生理の貧

困が問題となっていますが、町としてはどのように取り組まれますか。また、生命保険会社から支援頂いた品物の活用法についてお伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の生理の貧困について町としてどのように取り組むのかのご質問に答弁をさせていただきます。

コロナ禍における生理の貧困が問題になっておりますが、本町におきましては健康福祉課では子育て世帯や女性への支援を担当することも支援係や町保健センターの保健師、またコロナの影響により収入が減少し、生活に困窮している方からの相談や貸付窓口となっております町社会福祉協議会に対し、現在のところ生理用品が買えないといった要望は寄せられておりません。しかしながら、女性にとっては重大な問題であり、また大変デリケートな問題であることから相談しにくい状況にあると思われまます。今後は窓口相談や保健師の訪問、また町社会福祉協議会への困窮に関する相談の機会を捉え、経済的な困窮に対する支援の状況を見ながら、生理の貧困だけでなく生活困窮者の支援について何ができるのか検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

兼若議員の生命保険会社から支援を頂いた品物の活用方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

去る5月28日に本町と包括連携協定を締結している第一生命保険株式会社より生理用ナプキンを贈呈頂き、小・中学校へ配備させていただきました。現在、学校においては保健室に常備をしており、予備的な対応として職員室にも常備しています。これは子供が生理用品を取りに来た際に養護教諭等が子供の普段の状況やその日の様子を見取りながら声をかけることで家庭での生活ぶりや困り感をキャッチし、個別に寄り添った対応ができると考えているからです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

小学生にとっては非常に言いづらい事柄の案件だと思います。そういった小学生、また保護者に対して生命保険会社から頂いたものの活用方法について、どう周知されていく予定にしているのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の再質問に答弁を致します。

今小学生がという風なお話がありました。実はこの配備につきましても小・中学校の校長会と十分お話を致しました。何よりも子供と直接この問題

について向き合ってきた町内の養護教諭の先生たちとも十分にお話を致しました。他市町で、例えばトイレに置くという対応をしているということも十分承知をしております。その案もあったのですが、まず現段階で感染症のこともあり、衛生的な観点から一旦トイレに置くということについては見合わせようという風になっています。我々としては、中学生はもちろんなんですけど、小学生についても、現在各学校では色んなケースがあって個別の子供の状態はかなり把握できるという風な自信を持っております。保健室に取りに来た児童・生徒に対して、やはりそこで見取りをしながら生理用品を渡していくというその機会は大切だという風に考えています。これはある養護教諭とお話をしていたことなんですけど、色んなところに置くということも考えられるんだけど、やはり取りに来る子供の表情、顔が見たい、そして他に困っていることがないのと一声かけたいんですと、そういう機会にぜひしたいんですというところで、今、保健室で配備しているということにしております。

各学校の状況も違いまして、小さな学校だったら配備されたものの数が非常に多いので、一律配ろうという案もあったそうですが、本当に真に困っている子供、家庭に届けるという点を考えた時にはもう少し色々慎重に考えていこうと。それであれば、例えばある学校では保護者向けに保健室に今生理用品を配備していますという文書を出そうと用意をしているところもあります。ただ、各学校によって状況も違いますので、町として何を統一するのかというところは現段階では、今は一応トイレに置くのは少し待っておこうとか、保健室で配備をして子供の様子をしっかりと見取っていきながらこの問題に取り組んでいこうという風に話し合っております。多度津町内小・中学校5校でありますので、本当にコンパクトにいつでも集まって話合いができる状況でありますし、各学校の状況も掌握がお互いできている状況ですので、いずれにしても子供たちが困らないという観点でこの運用を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

コロナの影響で教育以外、今のも教育の一環にはなるんでしょうけど、それ以外の事柄が非常に学校の先生、またそれ以外の方にも負担になっていると思います。ただ、応援するのみだと思います。

次、5点目、コロナの影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するために6月補正予算が組まれています。内容を説明頂きたいと思います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

兼若議員の子育て世帯生活支援特別給付金の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

この給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対する生活支援を目的として国から支給されるものです。対象者につきましては、積極支給対象者と申請を要する対象者の2通りあります。積極支給対象者とは、令和3年4月分の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者であって令和3年度町民税非課税である者であり、一定期間内に対象者から受給拒否の届出がなければ申請の必要はなく、児童手当等の支給口座に給付金が振り込まれます。これに対し、申請を要する対象者とは、令和3年4月分の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者であって新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、町民税非課税者と同様の事情にあると認められる者で、申請に基づき支給されます。また、高校生のみを養育する者であって、令和3年度町民税非課税者または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、町民税非課税者と同様の事情にあると認められる者につきましても申請を要する対象者に含まれます。支給額は児童1人当たり一律5万円です。今後のスケジュールにつきましては、積極支給対象者については6月下旬に給付通知を発送し、7月中旬に支給予定であり、申請を要する対象者につきましては6月下旬より申請受付を開始し、7月中旬に支給予定と致しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

6点目です。支給対象者がひとり親以外の住民税非課税の子育て世帯とのことですが、ひとり親を含めると想定人数は何人でしょうか。また、人数の傾向はどのようになっているのでしょうか、お伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の支給対象者の想定人数は何人か、人数の傾向はどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

この給付金の支給対象者のうち、ひとり親世帯以外の支給対象児童数を380人と想定し、今6月定例会に補正予算として計上させて頂いております。この想定人数は国が所要額の算定基準を令和3年2月末の児童手当支給対象児童数の15%と定めており、本町の2月末の対象児童2,536人に対し15%となる380人と算出致しました。今回対象となる児童手当受給者に対する給付金の給付は初めてであるため、比較対象がなく、傾向については分析できませんが、380人のうち積極支給の対象者は280人と見込んでおり、残りの100人中、どれだけ申請があるかによってコロナの影響による家計急変の状況が見えてくるものと思われれます。また、県から支給されます、ひとり親世帯における

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、6月7日時点の支給対象児童数は386人で、うち積極支給の対象は309人となっており、残りの77人の申請状況により児童手当支給対象者と同じく家計急変の状況が見えてくると思われます。ちなみに令和2年度に支給致しました、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象児童数は417人に対し、積極支給が333人、家計急変による申請支給は16人でした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

7点目です。成人式延期に伴うキャンセル料については補助されるということでしたが、現在はどのような進捗状況でしょうか、お伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の成人式延長に伴うキャンセル料の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年1月10日の成人式に出席するために必要となった衣装のキャンセル料について、実費負担額を助成するために令和3年3月議会において令和2年度予算の補正予算を可決頂きました。現在助成するための要綱案の内容及び文言を精査しているところでございます。今後、6月の教育委員会に諮り、要綱制定後、対象の新成人に対し日程の案内とともにレンタル衣装キャンセル料助成金について郵送でお知らせをします。併せて、ホームページ等でも周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

多度津町内はコロナウイルスワクチンの接種が他市町よりも非常に進んでいます。コロナの影響というのはいつまで続くか分かりません。非常に大変だと思いますが、それぞれ職員の方も今後ともより一層対応して頂きたいと思います。

以上で4番 兼若 幸一、一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

4番 兼若 幸一 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩致します。

2時50分に再開致します。よろしくお願い致します。

休 憩 午後2時35分

再 開 午後2時50分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、2番 門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問を行います。

質問に先立ち、新型コロナウイルスの予防接種及び罹患者への治療に従事して頂いている医療従事者の方々に対し、厚く御礼申し上げるとともに、罹患された方々及びそのご家族の方に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、今回の一般質問では昨年12月の一般質問で答弁のあった多度津高等学校の低コスト簡易型箱ワナのその後の対応及び3月の一般質問で答弁のあった今後の漁業者及び農業者への支援策のその後の対応並びに災害対策基本法の一部改正についてお伺い致します。

最初に、多度津高等学校の低コスト簡易型箱ワナについてです。

私も参加しましたが、去る2月25日、役場東側公用車置場において低コスト簡易型箱ワナ2基の引渡し式が開催されました。当日はNHKの取材が行われる中、多度津高等学校の生徒代表から箱ワナの製作過程における苦労話や工夫したなどの説明がありました。本町のイノシシ駆除への協力に関わる意気込みを感じることができ、誠に頼もしく感じました。一方、町からは引渡しされた箱ワナに対する感謝を伝えるとともに、軽量化された箱ワナは使いやすいため、離島での活用を検討したいとの意思表示や、今後も年に2基程度の製作を継続してほしいと要望がありました。

そこで、3点お伺いします。

1点目は、同校から引渡しされた2基はどのように設置するのかお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の多度津高等学校から引き渡された箱ワナ2基はどこに設置するのかのご質問に答弁をさせていただきます。

この箱ワナは平成25年8月8日に本町と県立多度津高等学校が締結をしました包括的連携協力に関する協定書に基づき、製作されたものでございます。同箱ワナ製作に係る経緯等につきましては、昨年12月の一般質問で答弁をさせて頂いたとおりでございます。3月25日に引き渡された箱ワナ2基につきましては、2人で持ち運べる程度に軽量化されているため、引渡し式で説明致しましたとおり、離島で活用したいと考え、4月8日に佐柳島に設置致しました。設置場所は同島長崎地区の砂防ダム近辺及び旧小・中学校体育館付近で、あまり人目につきにくい場所を選定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2点目は、その箱ワナの管理はどのようにする見込みなのか、お伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員のその箱ワナの管理はどのようにする見込みなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど町長が答弁致しました箱ワナの設置につきましては、2基とも丸亀地区猟友会の会長及びその会員の方々にご協力を頂きました。設置する際にその管理方法について同猟友会と協議し、長崎地区の砂防ダム付近の箱ワナについては丸亀地区猟友会が行い、旧小・中学校体育館付近の箱ワナについては旧小・中学校を活用して宿泊施設を営んでいる管理者及び同猟友会に所属している島の地域おこし協力隊員が行うことになっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

箱ワナの見回りは、どの程度の頻度で行われるのでしょうか。また、島嶼部のイノシシの捕獲状況についてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

まず、箱ワナの見回りは離島であるという特質があるものの週2回程度はお願いしたいと考えてございます。今回は住民の方々にご協力頂くことも検討致しましたが、安全性の面から今回は猟友会の関係者のみで行うことにしてございます。

なお、先ほど答弁致しました長崎地区の砂防ダム付近に設置していた箱ワナにおいて5月15日、土曜日になりますが、約35キロの雄のイノシシを捕獲し、翌16日、日曜日に丸亀地区猟友会のメンバーにより処分されてございます。

次に、島嶼部のイノシシの捕獲状況でございますが、昨年度の合計は佐柳島が21頭、高見島が30頭で、一昨年の捕獲状況と比較致しますと、佐柳島では6頭の減少、高見島では21頭の増加となっております。なお、今年度の捕獲状況は、6月9日現在で佐柳島が本浦地区が2頭、長崎地区が5頭の合計7頭、高見島が8頭となっております。

以上、答弁と致します。

議員（門 秀俊）

最後に、同校との今後の取組についてはどのように考えているのかについてお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の同校との今後の取組についてはどのように考えているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

3月25日に開催された引渡し式において、多度津高等学校の生徒より同校の海洋生産科においてイノシシ肉を活用したジビエ缶詰の試作に挑戦しているとの発表がありました。同校に問い合わせたところ、今後も同科の授業の一環としてイノシシ肉を活用した商品の試作を行う見込みであるとの回答がありました。この意向を受け、本町では害獣として捕獲されたイノシシの有効活用方法を検討するため、包括的連携協力に関する協定書に基づき、食材となるイノシシ肉を同校に提供致しました。今後はさらに高品質の商品を研究、開発して頂いた上で、そのレシピを町に提供して頂くことにさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

今の答弁の中でイノシシ肉を活用した商品の試作とありましたが、その経緯について詳しく教えて下さい。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

イノシシ肉の商品の試作につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、箱ワナの引渡し式においてジビエ缶詰の試作をしていることを承知した状況でございました。その後、多度津高校にヒアリングを行ったところ、今年度同校の海洋生産科の授業の中で取り組んでいきたいとの意向をお伺い致しました。この取組につきまして善通寺地区猟友会の会長と別件で協議を行っている中で説明をさせて頂いたところ、ぜひ協力をしたいというご意見を頂きました。その後、4月6日に同会長より町内で捕獲したイノシシの雌約50から60キロだったと思いますが、この雌のイノシシを提供できるとの連絡がありました。そのことを同校に伝えたところ、ぜひ提供してもらいたいとの回答がありましたので、約17キロに精肉をして4月7日に同校に提供致しました。その後、同校食品生産科で4月22日の授業において調理に活用する食材加工としてイノシシ肉のソテーパウチが試作されました。これはイノシシ肉を3から5ミリの厚さに大きくスライスして塩こしょうでソテーしたものを透明パウチに真空封入し、加熱殺菌したものでございます。

なお、この試作の様子につきましては4月28日の四国新聞に掲載されていたとおり、本町から町長及び2人の職員が視察をさせて頂きました。今後は、食材加工だけではなく、商品開発にも取り組む見込みであり、そのレシピは町に提供されることになってございます。今日お昼休み、食事をしている時

に多度津高校の先生から連絡がありました。来週の木曜日、17日の日にイノシシ肉を使ったカレーを作りたいというようなお話を頂きました。いよいよ商品化に向けて動き出したのかなという風に考えてございます。ただ、この近隣市町では、このイノシシ肉を使ったレシピを紹介させて頂く商品開発をする事業所というのが、私の方で情報が今のところございませんでしたので、中国四国農政局香川支局の方に情報提供をお願いして、参考となる情報の提供を今行って頂いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。先ほどの答弁の中で約17キロに精肉し、多度津高校に提供したとありましたが、どこで精肉したのでしょうか。授業で活用するのであれば、衛生管理がされた作業場が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

精肉につきましては、丸亀市内で保健所の許可を得て精肉をしてレストラン等に販売している事業所において衛生的な管理の下、イノシシの解体及び精肉をお願い致しました。その事業所へのイノシシの搬入は善通寺地区猟友会の会長をお願いしてございます。経費の面でございますが、経費に関しましては多度津高校との包括的連携協力に関する協定書に基づく事業での食材提供となるため、解体及び精肉に関する手数料については町が支出しております。イノシシ肉の提供については、善通寺地区猟友会のご厚意で無料となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

離島でのイノシシ捕獲についてですが、先ほどの答弁にもあったとおり、丸亀地区猟友会及び善通寺地区猟友会のご協力により佐柳島のイノシシは大幅に減少したように感じています。以前は本浦地区のフェリー乗り場付近でのイノシシの掘り起こしが多くありました。また、民家付近での掘り起こしも多く見られ、住民の方々の財産や夜間の行動も制限されるような状況にありました。しかし、現在では著しい掘り起こしも見られなくなっており、住民の方々の安全・安心もある程度確保されているのではないかと感じています。しかし、イノシシは他の島から泳いでくるため、今後も油断せずに両猟友会の方々に継続して捕獲に努めて頂くため、町として十分なサポートを行うことを要望致します。また、多度津高等学校の商品開発については、本町のみならず、香川県全体の課題であると思います。本町だけでの事業を考え

るのではなく、イノシシの問題を抱えている市町に対して提案できる事業となるよう町としてサポートを行うこと、また商品化できる事業所の調査や他府県の取組についても引き続き調査し、参考にすることを要望致します。さらに、町内で捕獲されたイノシシを有効活用するため、その肉をふるさと納税の返礼品に加えるなど、害獣のマイナスのイメージをプラスに転換させるような取組も検討することを要望致します。

それでは、次の質問に入ります。

次に、今後の漁業者及び農業者への支援策についてです。

コロナ第4波と言われ、香川県では4月7日から4月20日までの間、4月28日から5月11日までの間、5月12日から5月31日までの間、6月1日から6月14日までの間、4回にわたり、飲食店に対し営業時間の短縮要請がされました。昨年4月14日の香川県緊急事態宣言を受けて実施された休業要請からようやく回復傾向にあった最中での営業時間の短縮要請で、飲食店はもちろんのことですが、それに関係する業種への悪影響が大きくなっています。私の知り合いの飲食店に食材を卸している農業者や漁業者の方々は、所得が減少して困っているとのことをご意見を伺っております。3月の一般質問に対して、今後の漁業者及び農業者への支援策については、国の地方創生臨時交付金を活用した事業について協議しなければならないと考えているとの答弁がありましたが、その後どのような協議がされ、どのようなことの事業化を検討されているのかお伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の漁業者及び農業者への支援策について、どのようなことの事業化が検討されているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

3月の一般質問での答弁で申し上げましたとおり、本町でも農作物や魚介類の価格低下や飲食店等に係る厳しい状況を承知しておりますので、その対策について検討致しました。まず、JA香川県多度津支店及び町内3漁業協同組合に対して、農業者及び漁業者の所得向上のために何が必要とされているのかについてヒアリングを行いました。1つの漁業協同組合から、漁業者の所得を向上させるために漁業者が水揚げをした海産物を直接消費者に販売できる販売所が欲しいとの意見がありました。その意見をJA香川県多度津支店に紹介したところ、多度津支店の「ふれあい産直」を増床することはできないが、現状の売場を整理して海産物を販売する冷蔵ショーケースを設置しても良いと考えている、また売場に棚を設置して農業者に広く販売場所を提供することも考えたいとの意見がありました。この多度津支店の意見を基に町内3漁業協同組合に対して「ふれあい産直」への出品意向を確認したところ、いずれの組合も前向きに検討したい旨の回答がございました。このた

め、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してＪＡ香川県多度津支店が「ふれあい産直」の一部を改装し、農産物の販売所の一層の充実を図るとともに店舗内に冷蔵ショーケース及び冷凍庫を設置して、町内漁業者が出品する魚介類等を販売し、新規顧客を獲得する取組に対しての補助制度の設置を検討してございます。予算につきましては、今回の定例会の補正予算に計上してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

海産物をＪＡの「ふれあい産直」で販売するとなれば、水揚げされた魚をそのまま販売するのではなく加工が必要になると思いますが、その方法等について教えて下さい。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問にお答え致します。

「ふれあい産直」での海産物の販売方法、取扱いについては、現在、海産物の出品希望者と「ふれあい産直」の担当者間で協議中でございますので、確定した情報は申し上げられませんが、これまでの協議の中で申し上げられる範囲で回答させていただきます。

まず、海産物の販売はＪＡ多度津支店の「ふれあい産直」が漁業者からの委託販売という形で行い、その際の保健所への届出等についても同「ふれあい産直」が行います。一方、魚を切り身にするなどの海産物の加工については、出品を希望される漁業者が行い、その際の保健所への届出についても漁業者自らが行うことになってございます。納品等についても、農産品の産直への納品と同様に、納入及び売れ残った商品の回収も出品者が行うということになってございます。海産物を活用した加工品につきましても、出品者と同「ふれあい産直」が商品の納入及び回収並びに販売期間について協議をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

ＪＡの「ふれあい産直」での魚介類の販売は、農業者、漁業者のみならず、産直を利用する消費者にとっても新鮮で低価格の商品を得られるというメリットがあると思います。産直サイドと出品者で行う取引やそれに伴う経費については立ち入れない場合もあると思いますが、町では初めての取組となることから、双方の話をしっかり聞いて住民の方々から今回の取組について、いい評価を得られるようスムーズな事業進行を心がけるよう要望致します。

次の質問に入ります。

災害対策基本法の一部改正についてお伺い致します。

今年例年比梅雨入りが早く、大雨への警戒や備えが早まりました。先日には九州地方を中心に発生した線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く、いわゆる線状降水帯により局地的に大量の降水を記録し、一部の地域では多くの被害が発生しております。また、台風シーズンを控えた先月末には台風3号が発生しましたが、これは幸いにも日本に接近することなく、大事に至りませんでした。近年の自然災害を見てみると、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するかなど、想定がつかない状況にあり、地震災害だけでなく風水害においても国内のみならず、世界各地で発生している状況にあります。当然本町においても他人事ではなく、平成16年の高潮、平成29年の外水氾濫での浸水被害が発生しており、またいつ起こってもおかしくない南海トラフ地震等の状況を考えると、大変憂慮するものです。このような中、去る5月20日に災害対策基本法の一部が改正され、住民への避難指示等の避難情報などが変更になったと聞いています。

そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1点目ですが、今回の災害対策基本法の主な変更点は何か、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の今回の災害対策基本法改正の主な変更点は何かのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の一部改正の主な変更点につきましては、令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ等の提言を受けた災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化の2点が上げられますが、特に市町村への影響が大きい災害時における円滑かつ迅速な避難の確保について申し上げます。

災害時における円滑かつ迅速な避難の確保につきましては、1、避難勧告、避難指示の一本化等、2、個別避難計画の作成、3、災害発生の恐れ段階での国の災害対策本部の設置、広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等に細分化されます。

まず、1、避難勧告、避難指示の一本化等の内容につきましては、住民に対するウェブアンケートの調査の結果、両方の意味を正しく理解していたのは2割未満であり、また本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、被災する者が多数発生するなどの課題が近年の災害で表面化したため、警戒レベル3の避難準備高齢者等避難開始が高齢者避難等になり、警戒レベル4の避難指示、避難勧告は避難指示へ一本化され、警戒レベル5の災害発生情報

は緊急安全確保となることから、災害時における住民の避難行動の変容を促す大きな改正となりました。

次に、2、個別避難計画の作成につきましては、災害時に高齢者や障害者等の避難に際し、支援を要する方を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられており、ほとんどの市町村で作成しておりましたが、近年の災害における犠牲者のうち高齢者の占める割合が高かったため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、当計画について市町村に作成が努力義務化されたものでございます。

最後に、3、災害発生の恐れ段階での国の災害対策本部の設置、広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等については、災害発生前に国の災害対策本部を設置できませんでしたが、市町村長が居住者等を広域避難させるに当たっては、関係市町村が国や都道府県と連携して調整を行う必要があることから、関係機関間の協議を可能とし、国から自治体や公共交通機関等に対し必要な指示や協力を求めることができることとなりました。

以上の3点が災害対策基本法の改正において市町村への影響が大きい変更点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次に、2点目ですが、気象庁から多度津町に關係する警報が発表された場合、本町における災害活動の流れはどのようになっているのか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の気象庁から多度津町に關係する警報が発表された場合、本町における防災活動の流れはどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における気象庁から警報等が発表された場合の防災活動は、多度津町地域防災計画に規定する職員の配備基準や活動内容に基づき、災害対策本部または水防本部を設置した上で実施しております。防災活動の流れは、台風接近に伴う大雨警報等が発表された場合を例に挙げますと、警報発表と同時に多度津町水防本部が設置され、必要な職員を配備した後、気象庁等から発表される災害発生予測等の気象情報を基に職員を追加で動員し、活動に当たります。特に平成29年及び平成30年の浸水被害を受けた桜川の水防作業につきましては、町内の企業で構成する多度津町防災連絡協議会と協定を締結し、桜川へのエンジンポンプや積み落とし等の設置作業を委託しております。職員につきましては、より住民に適切な対応ができるよう、令和元年度に地域防災計画の変更等を含めた体制を整備したところでございます。また、先に

申し上げました避難指示等の避難情報発令の際には事前に必要な避難所を開設し、住民の避難に対応できるよう従前より運用しており、現在は新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営ができるよう、各小学校を始め、関係機関と協議しているところでございます。今後も避難所の開設や住民からの要望等につきまして円滑に対応できるよう職員への研修等を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

最後に3点目ですが、住民の避難には複数の方法があると聞いていますが、具体的にはどのような避難方法があるのか、また避難する際に個人で何か留意する点はないか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

門議員の住民の避難には複数の方法があると聞いており、具体的にどのような避難方法があるのか、避難する際に個人で留意する点はないのかのご質問に答弁をさせていただきます。

災害時における避難とは、難を避けること、つまり安全を確保することを指します。洪水、津波の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所にいる方は避難する必要がありますが、安全な場所にいる方まで避難所等へ移動する必要はございません。現在は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、分散避難の考え方が求められており、行政が指定した避難場所への立ち退き避難、安全な親戚、知人宅への立ち退き避難、安全なホテル、旅館への立ち退き避難、屋内安全確保の4点が内閣府より示されております。詳細につきましては、自治会を通じた全世帯への周知や広報及びホームページへの掲載、学校や介護施設等へも配布を必要とする方が利用されている施設へのチラシ配布等により啓発しているところでございます。また、避難する際の留意点につきましては、自宅や勤務先等の災害リスクの把握や避難経路の想定、避難時の個人における毛布や薬等の必要物の携帯が重要と考えております。自らの命は自らが守るという意識が社会での共通認識となり、台風等の発生時においては各警戒レベル、避難所情報に応じた適切な防災対策や避難行動が取れるよう必要な周知啓発を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

台風などはある程度予測をすることができます。しかし、災害はいつ起こるか分かりません。先ほど答弁にもありましたが、自らの命は自らが守るという心掛けが必要になります。家族や会社での災害に対する事前の行動や備品の準備が必要です。各自で再度確認する必要があると思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって2番 門 秀俊 議員の質問は終わります。

次に、9番 小川 保 君。

議員（小川 保）

失礼致します。9番 小川 保です。

本日、7番目の最後の質問者でございます。皆さんお疲れでございましょうが、覚醒してよろしくお願い致します。

本日は、新型コロナウイルスワクチン接種について、多度津町観光協会について、幼稚園・小学校の規模の適正化に関連して、以上、3点について一問一答式にて質問致します。

まず、1点目、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

5月31日の日経新聞にワクチン接種は順調と思わない、接種遅れは国の準備不足であるなどの世論調査の結果が出ておりました。確かにそう感じるケースは多かったように思われます。例えば、昨年早いタイミングでワクチン接種の検討準備をしていればなど考えざるを得ない状況です。慶應義塾大学の教授でデータサイエンスがご専門の宮田裕章教授がお話しされておりました。5月半ば過ぎぐらいの時点でございますが、接種率がイスラエルで63%、英国で58%、米国51%、そして日本は8%とずっと遅れていると。そして、接種率が50%を超えていくと感染者数が減少していったことが報告されております。

さて、我が町、多度津町の接種状況を見ますと、先週6月2日の四国新聞に掲載されておりました。データは5月28日時点でございますが、高齢者のワクチン接種で対象人数が7,608人に対して、6,469人の接種、約85%を超えておると。県内の8市9町のうち断トツであったということでございます。そして、昨日新聞報道がありました。これが6月4日時点でございます。既に多度津町は85.8%という状態になっており、それに続いて綾川町、琴平町、宇多津町、直島町と、ここら辺りは50%を超えておるということで、今続々と各市町頑張っておるようです。

ここで考えないかんのは、先週の時点と今週の時点では1週間で61人が接種されたということです。つまり85.8%ということで、段々と少なくなっておるということでしょうか。こういった状況を見ますと、高齢者が終わる予定は他の市町では7月なのに、多度津町だけはもしかすると6月に終了するのではないかという風に想像しております。これらのことは、どの程度の数量のワクチンが届くのか、いつ届くのかなど、不透明なことが多かった時期に健康福祉課の職員や医師会を始めとする関係者の方々が他の市町に先駆けて準

備を進めてきた、その結果の現れではないかと思っております。さらに、予約のやり方に改善の余地があると判断するや否や、新聞への折り込みを使ってそれを周知するなど、現在も休みを返上して献身的に取り組んでおられることに頭が下がります。本当にご苦労様でございます。

その上でありますが、通告はしておりませんが、丸尾町長にお尋ね致します。香川県下8市9町の中でも本町が突出して接種が進んでいる、この要因はどのようにお考えでございましょうか、よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今、小川議員のおっしゃった中にもありましたけども、やはり一番早かったという要件の中には、多度津地区の医師会の先生方のご協力、献身的なご協力があったということ、これがまず第1番でありまして、その次は私どもの担当課であります健康福祉課、そしてその中には保健センターも入っておりますけども、その担当課の職員の、これも献身的で、そしてどうしても早くやらなければいけないというその中で、義務感みたいなものの中で、これが早くできたんだなと思っております。医師会の先生方におかれましては、今は個別接種は13の医療機関で行っておりますけども、当初4月12日の集団接種を行うという中で、健康センターにおいてシミュレーションを行いました。それを私どもの健康福祉課、また医療機関の方に来て頂いて、もちろん私もまいりましたけども、その時の私どもの職員の真摯な姿はもちろんですけども、医療機関の先生方、医師会の先生方のその眼差しも違うし、どうしても町民の命を守るために早くしなければいけないんだという、これも義務感のようなもの、そして色々と質問も受けました。その質問も真摯な質問に対しても、こちらも真摯な答弁をさせていただきましたけども、その時にこういう風に良く早くできるんだなということの、それは医師会の皆さん方、また私どもの職員、そういう連携によってできるんだなという予感はしておりました。まだ終わった訳ではありませんので、これからも気を緩めることなく、町民の皆様方、早くワクチン接種をし、そして命をお守りしなければいけないと考えております。どうか議員の皆様方にもご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議員（小川 保）

有難うございます。通告もなしに突然の質問をさせていただきました。申し訳ございません。

県下トップの状況ですけれども、今後の予定がどうなっているのか、基礎疾患をお持ちの方あるいは年齢別など、セグメント別の計画があらうかと想像しておりますが、予定をお示し下さいという質問をさせていただきましたので

すけれども、午前中の渡邊議員に対するご答弁がございました、頂いておりますので、この質問は省略させていただきます。

それに代わりまして、再質問という形ですけれども、マスクの効果、これはうつさない、うつらないという、こういう予防的な観点から色々とお話があるかと思えます。また、私の目の前に設置しております透明の亚克力板、こういったもの、これの有用性、そういったものについて、もしや情報がございましたらお願いしたいなと思えます、お願いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員のご質問にお答え致します。

マスクの効用についてということでございますが、マスクですが、今、色々報道でもありますけれども、一番標準的なデータと言いますか、スーパーコンピューター富岳によるシミュレーションの結果を香川県の健康福祉部長寿社会対策課が保健師ニュースレターと題しまして発表されている数字をご紹介します。マスクを外している状態、何もない状態で吐き出し飛沫量、飛ぶ飛沫の量ですが、何もしていない場合を100%とした場合に不織布マスクは20%、ですので80%抑えられるという効果になっております。布マスクにつきましては、素材が色々ありますので18から34%、ウレタンマスクにつきましては50%となっております。マスクの代わりにフェースシールドであるとかマウスシールドというものがございますけれども、これに関しましてはほとんど飛沫を吐き出すものに関しては80%から90%ですので、ほとんど抑えられていないという数字が出ております。

それに反しまして、今度は吸い込む量、飛沫を吸い込む量ですけれども、何もしていない場合を100%としますと、不織布マスクが30%、布マスクが55から65%、ウレタンマスクが60から70%となっております。同じくフェースシールド、マウスシールドにつきましては、もうこれはほとんど効果がないというデータ結果が出ております。飛沫に対しましてエアロゾル、飛沫したものが空気中で蒸発しまして、より細かい粒子になるというものをエアロゾルと申しておりますけれども、これにつきましてはもう空中に浮遊している状態になりますので、乾燥している場合とか閉め切っている場合には長い時間そのウイルスが浮遊しているという結果になっております。ですので、換気等の感染対策の徹底が必要となっております。この衝立と言いますか、この亚克力板ですけれども、1階の窓口、対面で行っているところにはもう必ずどこもしております。これはやっぱり近い場所ですので、直接お互いの飛沫吸い込みを防止するためには有効であると考えております。ただ、今、議員の方からは離れておりますので、直接そちらまで飛んでいくとは思っておりませんが、やはり飛沫の中には粘膜からうつることになりますので、

口も当然ですし、目の粘膜からうつるといふこともありますので、ある程度の飛沫の対策というのには必要なのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。この情報を基に今後の議会運営等々、議長とまた議員の皆さん方と相談をして改めて検討を致したいなと思っております。

次に、多度津町観光協会についてを質問致します。

コロナ禍の中、私自身は関係者の方々のような知識も技術もありません。できることは感染を広げない行動を取ることにしかできておりません。が、しかし、頑張っておられる関係者の皆さんに感謝を伝えたり、生活が苦しくてももう少しだと頑張っている人々にエールを送ることはできるのではないのでしょうか。それぞれの仕事や役割の中で少しでもできることに取り組むことが、2年も続くこのような状況下では大切になってくると思います。そう感じていた時に観光協会の役員会で、夏祭りは無理かもしれないがサプライズ花火をしてはどうかという意見が出て、おおむね役員の方々には賛成されたと、ある人から伺っております。私は、それはいいことですねと、疲弊した多度津町の皆さんにエールを送る意味でもコロナなんかには負けないといった気持ちを込めていいと思いますとその人にはお伝え申し上げました。

かつて前町長の時代に花火を一度中止したことがありました。丸尾町長が町議の時代です。中止の理由が、財政的に厳しいので一旦止めますと、この説明に私は当時企業から観光協会役員会に出席しておりました。突然の中止案に驚き、発言させていただきました。多度津町の花火の歴史とその意義の重要性について懸命に説明し、ぜひ開催するよう主張致しましたが、残念ながらその年の花火は中止となりました。しかし、この年、素晴らしいことが起きたのです。丸尾町長が町議の際、現在の観光協会の会長である内海様と共にたくさんの方々呼びかけ、寄附で花火をやろうと、こうなったんですね。私も少額ながら気持ちを込めて丸尾町議に賛同致しました。今、ここにおいでる丸尾町長を始め、皆様方も記憶に新しいと思います。

ここで質問致します。

たくさん余談を申し上げましたが、懸命に協力頂いている医療従事者あるいは疲弊している業者、節度ある協力の住民の皆様、様々な方々に対してサプライズの花火があれば、どんなにか勇気づけられるかと。当初予算として観光協会補助金1,384万円が計上されております。総会の資料に記載されなかった経緯と検討課題としての実施の可能性についてご説明を頂きたいと思致します。お願い致します。

政策観光課長（河田 数明）

小川議員の多度津町観光協会についてのご質問に答弁をさせていただきます。
本年5月11日、火曜日に多度津町観光協会役員会が開催され、令和3年度事業計画案及び収支予算案をご審議頂く中で、役員の方よりサプライズ花火の実施についてのご提案を頂き、賛成多数より事業実施が決定致しました。しかし、役員の方からは実施する場合、多くの方が見える場所であるべきといったご意見もあり、実施時期や打ち上げ場所の選定などの事業内容の検討及び必要予算の精査に期間を要することから、総会に上程する令和3年度事業計画案及び収支予算案にはサプライズ花火に係る事項は加えず提出し、臨時役員会で事業計画等の審議を行う旨を役員の皆様にご了承頂いております。また、総会の書面表決結果通知において、協会会員の皆様に対し、サプライズ花火の実施及び事業計画等審議のために臨時役員会を開催する旨をお伝えしております。今後、花火業者との協議及び過去にサプライズ花火を実施した団体からの情報収集などを行い、実施に向けて準備を進めてまいります。なお、新型コロナウイルス感染対策として密集を避けるため、実施内容が決定した後も打ち上げ場所や時間などの詳細につきましては公表を差し控えさせていただきますことになると思われますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

再質問です。

多度津町観光協会の最高決議機関は総会であり、そこに上程する原案は役員会の決議に基づいて行うと認識しておりますが、いかがでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

ただ今の再質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本来協会会員の皆様に対しましては、役員会で決定した事項を総会資料において詳細にお示しすべきであり、今年度の総会資料につきましてはサプライズ花火の実施について明記ができておらず、関係者の皆様方には大変ご迷惑をおかけ致しました。今後、役員会で審議した事項につきましては、協会会員の皆様に遺漏なく情報提供を行い、円滑に協会事業を運営できるよう、また観光協会の目的である観光事業の振興が達成できるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ぜひお願いします。

さて、3点目です。幼稚園・小学校の規模の適正化に関連して質問をさせていただきます。

私は令和元年9月の定例議会で前教育長に質問し、説明を頂きましたが、その折の内容の現在確認です。昨年に改革された文科省の指導要領は、自発的学習と小学校にも導入した教科担任制について説明があり、その中でアクティブラーニングは主体的、対話的で深い学びとし、家庭と学校と社会が強く繋がって協働しくいく、予習の重要性が家庭との繋がりに要求される、そのためにも教科担任制も活用する必要があると説明頂きました。

ここで質問です。

現在、自発的学習と教科担任制が導入されていると認識しておりますが、どんな状況でございましょうか、各小学校及び各幼稚園についてご説明を頂いたらと思います、お願い致します。

教育長（三木 信行）

小川議員の各小学校と各幼稚園の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年6月現在、町内の各小学校においては専科担当の教員の増配置を活用して、高学年を中心に英語、理科等で教科担任制を広げています。小学校高学年での教科担任制の在り方につきましては、令和3年1月26日付の中央教育審議会答申、令和の日本型学校教育の構築を目指して、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと共同的な学びの実現の中で、令和4年度を目途に一層の導入が拡充されるということで、教育委員会でもその在り方について検討を進めているところです。検討内容は、対象とすべき教科や効果的な指導体制についてです。専門性の担保や人材の確保等の問題がありますので、文部科学省で話し合われている事柄にも注視をしつつ、各小学校の要望に耳を傾け、子供たちにとっても、教員にとっても有意義な取組になるよう検討を深めてまいります。

一方、各幼稚園の状況についてですが、昨年度に引き続き幼稚園教育の質の向上に向けて県の事業を活用し、派遣されるスーパーバイザーの助言等を教育活動に活かしております。また、隣接する小学校と保育所との連携を深め、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を進めております。4月下旬に行われた小学校での授業参観を幼稚園や保育所の教員が参観し、意見交流を行ったことはその一例です。小学校入学直後のスタートカリキュラムの見直しも進め、幼児教育の改善と併せて小学校教育の改善を進めています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

それらの充実は学校規模の適正によっても達成の内容、そしてベクトルが大きく関係すると言えましょう。以前にも申し上げましたが、いざ決定と致す

までには相当の年月を要することでしょう。検討、説明、意見聴取、理解、推敲の繰り返しなど、これらをP D C Aサイクル、あらゆる手法に則り、たくさんプロセスを経て決定することでしょう。恐らく10年の歳月が必要であろうかと想像しております。このことは各地の先進自治体へ私ども議員団で研修に参った折の説明にもありました。

そこで、質問です。

幼稚園、小学校の規模の適正について検討会議を組織することが肝要かと考えます。早く組織して議論を開始すべきであろうと思っております。広く会議を起こし、万機公論に決すべし、いかがでございましょうか。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の幼稚園、小学校の規模の適正について検討委員会を組織することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園、小学校の適正規模、適正配置についての検討につきましては、教育委員会からの諮問により平成28年8月から平成30年3月にかけて、教育課題検討委員会を組織し検討頂き、将来にわたって多度津の子供たちが共に育つ教育環境を確保するためと題した報告書が答申されました。その答申を受け、教育委員会では幼稚園は1園に再編する。小学校は再編の必要を認め、学校数については慎重な協議検討を行い、決定する基本方針を策定致しました。早急な着手が必要とされていた幼稚園の再編につきましては、厳しい町財政の中、教育委員会において具体的な整備方法について検討は続けているものの、事業実施が不明確であります。議員ご指摘のとおり、幼稚園、小学校の再編に係る事業は、その作業の内容と町財政も勘案すると、相当の期間を必要とすると考えられるため、未だ決定していない小学校の適正配置の方針についても同時進行で進める必要があると考えております。教育委員会の方針にあるとおり、小学校の編成については慎重な協議検討を行うこととしておりますので、保護者や議員の皆様をはじめ、関係機関の方々のご意見を伺うために必要に応じて検討委員会等を組織し、協議頂きながら事業を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。ぜひ検討委員会を組織して、きっと長い時間はかかる、かけないと議論が煮詰まってこないと思います。今すぐ、今日統合するというのは非常に難しいと思います。特に財政の問題、現在大変な財政状態にあります。そういうことも踏まえたと、多く議論をする。そして煮詰めていく、こういったことをお互い議論を進めていこうかということが肝要かと思えます。ぜひお願いをしたいと思って、私の一般質問を終わります。有

難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保 議員の質問を終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

次回は明日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れでございました。

散 会 午後3時57分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和3年6月10日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記